

独自基準

(三豊市)

P.5 1.1

独自基準に関する主な関連法令

- (1) 三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号。以下「条例」という。）
- (2) 三豊市水道事業給水条例施行規程（平成18年水道事業管理規程第19号。以下「施行規程」という。）
- (3) 三豊市指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第20号。以下「指定工事事業者規程」という。）
- (4) その他

P.6 1.2.1 給水装置

- (1) 専用給水装置 1 建築物又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 建築物又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 臨時給水装置 期間を限って使用するもの
- (4) 私設消火栓 消防又は消防の演習用に使用するもの

P.7

1.2.2

5 その他（引込専用外線）

引込専用外線工事を施工するときは、地盤高の変更に対応できるよう、メーターの一次側にフレキシブル継手を使用すること。ただし分岐以降の一次側使用材料がポリエチレン管であるときは、この限りでない。

1.2.3 配水管（追記）

配水管は、配水地または配水ポンプ所から、給水区域内に配水するために三豊市水道局が布設した管をいう。使用者近くに布設された口径300mm以下の管に、給水装置を接続することができる。

P. 3 8 2. 5

メーターの口径は、1日計画予想使用水量より時間平均予想使用水量を算定する。なお、一般家庭以外については通常、時間平均予想使用水量の値に50%増しとして時間最大予想使用水量を算定し、(表2.5.1)から選定する。

* 建築設備設計基準、給水量の算定・時間最大予想給水量の算定参考

表2.5.1 メーター適正使用流量基準表(追記事項)

口径	型式		メーター長(mm)		備考
			ロング	ショート	
13	接線流羽根車式		165	100	
20	〃		190		
25	〃		225		
30	〃		230		
40	縦型ウォルトマン式		245		
50	縦型 ウォルトマン式	ネジ式	245		
		フランジ式	245		伸縮補足管220~360mm
	電子式ウォルトマン		245		伸縮補足管220~360mm
75	電磁式		162		伸縮補足管388~517mm
	縦型ウォルトマン式		300		伸縮補足管246~375mm
	電子式ウォルトマン		300		伸縮補足管246~375mm
100	電磁式		182		伸縮補足管442~602mm
	縦型ウォルトマン式		350		伸縮補足管270~430mm
	電子式ウォルトマン		350		伸縮補足管270~430mm
150	電磁式		231		伸縮補足管 744.5~891.5mm

(注) 直結給水式におけるメーター口径は、時間当たりの許容流量を求めて適正使用流量範囲のものを使用するが、おおむね、一般住宅は13mmのものを使用する。また、メーター口径は店舗等使用実態に応じて、増径するものとする。

2. 7 給水装置の種類（追記）

2. 7. 1 給水管の種類

給水管の種類は次のとおりであるが，管の選定に当たっては，環境条件を十分考慮する。

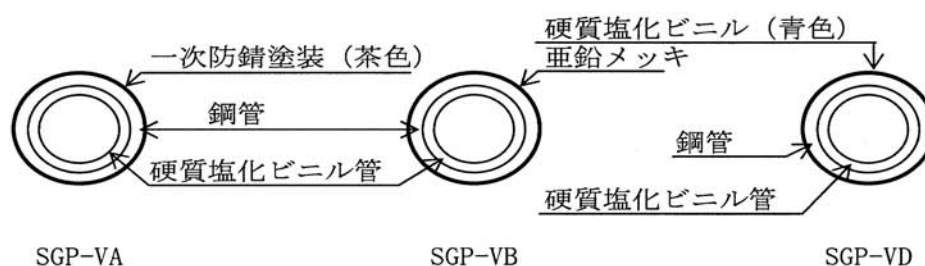
1 鋼管

① 硬質塩化ビニルライニング鋼管

硬質塩化ビニルライニング鋼管は，強度については鋼管が，耐食性等については硬質塩化ビニルライニングが分担して，それぞれの材料を有効に利用した複合管である。硬質塩化ビニルライニング鋼管には，屋内および埋設用に対応できる外面仕様の異なる管がある。

管の選定に当たっては，環境条件を十分考慮する必要があるが，一般的に屋内配管はSGP-VA，屋内配管および屋外露出配管にはSGP-VB，また，地中埋設配管および屋外露出配管にはSGP-VDが使用される。なお，SGP-VA，VBを地中埋設配管に使用する場合は，防食対策（防食テープ，ポリエチレンスリーブ等の被覆）を講じなければならない。

硬質塩化ビニルライニング鋼管



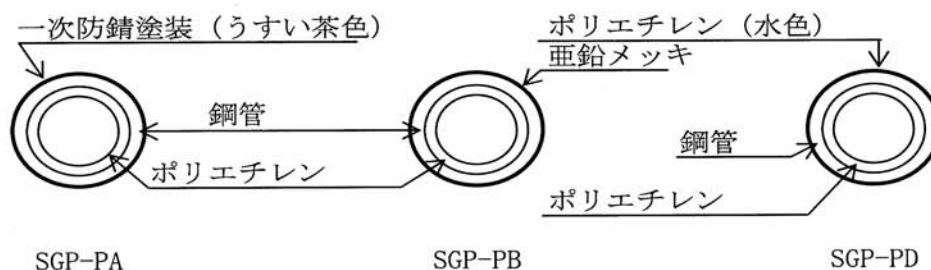
② 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は，鋼管の内面に耐熱性硬質塩化ビニル管をライニングした管である。これは，特に給湯，冷温水などの高温および低温の厳しい環境で使用でき，耐食性および耐熱性（85℃まで使用可）に優れたものである。ただし，瞬間湯沸器には，機器作動に異常があった場合，管の使用温度を超えることもあるため使用できない。

③ ポリエチレン粉体ライニング鋼管

ポリエチレン粉体ライニング鋼管は、鋼管内面に適正な前処理を施した後ポリエチレン粉体を熱融着によりライニングしたものである。管の種類および管の選定については、前記(1)硬質塩化ビニルライニング鋼管に準じる。

ポリエチレン粉体ライニング鋼管



2 ステンレス鋼管

ステンレス鋼管は、耐食性、強度性に優れている。また、軽量化しているので取扱いが容易であるが、管の保管、加工に際しては、かき傷やすり傷を付けないよう注意する必要がある。

3 硬質塩化ビニル管

① 硬質塩化ビニル管

硬質塩化ビニル管は、引張強さが比較的大きく、耐食性、特に耐電食性が大であるが、直射日光による劣化や温度の変化による伸縮性がある。また、難燃性であるが、熱および衝撃に弱く、凍結の際に破損しやすい。

② 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管の耐衝撃強度を高めるように改良されたものであるが、長期間、直射日光に当たると、耐衝撃強度が低下することがある。

③ 耐熱性硬質塩化ビニル管

耐熱性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管を耐熱用に改良したものである。許容圧力0.196MPaの場合、71～90℃以下の給湯配管に使用できるが、金属管と比べ伸縮量が大きいため、使用に当たっては耐熱性硬質塩化ビニル管継手等を使用するか、または配管方法で伸縮を吸収する必要がある。

4 ポリエチレン管

ポリエチレン管は、たわみ性に富み、軽量で耐寒性、耐衝撃強さが大であり、長尺物のため少ない継手で加工できる。しかし、他の管種に比べて柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意が必要である。

5 銅管

銅管は引張強さが比較的大きく、アルカリに侵されず、スケールの発生も少ない。銅管は耐食性に優れているため薄肉化しているため、軽量で取扱いが容易であるが、管の保管、運搬に際しては凹みなどをつけないよう注意する必要がある。

6 ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管は、鋳鉄組織中の黒鉛が球状のため強靱性に富み、衝撃に強く、強度が大で、耐久性があり、管が地盤の変動に追従できる。継手の種類が豊富で、施工性が良いが、重量が比較的重く、継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

7 架橋ポリエチレン管

架橋ポリエチレン管は耐熱性および耐食性に優れ、軽量で柔軟性に富んでおり、管内スケールの付着は少なく、流体抵抗が小さい。また、耐寒性に優れており、寒冷地での使用に適している。しかし、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮する等配管には注意が必要である。

2. 7. 2 給水用具の種類

給水用具の種類は、次のとおりである。

1 分水栓および不断水

- ① サドル付分水栓
- ② 不断水 T 字管

2 止水栓

- ① ボール式止水栓
- ② ソフトシール仕切弁
- ③ 甲形止水栓
- ④ 玉形弁

3 給水栓

- ① 水栓類
- ② ボールタップ

4 ミキシングバルブ

5 減圧弁および定流量弁・定水位弁

6 逃し弁

7 空気弁および吸排気弁

8 ウォータークーラー

9 湯沸器

① 瞬間湯沸器 ② 貯湯湯沸器 ③ 貯蔵湯沸器 ④ 上がり湯用瞬間湯沸
付ふろがま ⑤ 太陽熱利用貯湯湯沸器

10 浄水器

P. 5 1 表 3. 1. 1 (追記)

事業体確認が必要な材料において、配水管からメーターまでの給水装置工事の基本設計施工指針（別紙）による。

P. 5 4 3. 1. 1

表 3. 1. 2 (注) (追記)

1. 口径 75 mm 以上で宅地内の仕切弁以降の使用材料は、HIVPを使用することが
できる。

P. 5 5 3. 2. 1 (追記)

(11) 原則として、1 敷地内への取出しは 1 箇所とする。

(12) 原則として、道路内での分岐は公道、私道を問わずサドル付分水栓での分
岐が可能な口径の場合、サドル付分水栓で分岐する。

P. 5 9

図 3. 2. 1

同口径分岐は、原則認めていない。

P. 6 7

3. 3. 1

埋設深度

市道については、土被りは車道 0.8 M・歩道 0.6 M 以上を確保すること。
と。

農道については、関係課と協議を行うこと。

P. 73 3. 5

(6) 放水装置 (ドレン)

- 口径 30 mm の場合 → 排水管口径 30 mm (プレインゲートバルブ)
- 口径 40 mm の場合 → 排水管口径 40 mm (プレインゲートバルブ)
- 口径 50 mm, 75 mm の場合 → 排水管口径 50 mm (ソフトシール仕切弁)
- 口径 100 mm ~ → 排水管口径 75 mm (ソフトシール仕切弁)

P. 75 3. 5

※水質検査については、給水管内の管内水量が 0.2 m³以上 のとき実施すること。

(例) 口径 40 mm の, 管内水量 0.2 m³ の口径延長 = $0.2 \text{ m}^3 / 0.00126 \div 160 \text{ m}$

管内水量 0.2 m³ 以上となる口径別管延長

給水管口径 (mm)	40	50	75	100
管延長	160 m 以上	102 m 以上	45 m 以上	26 m 以上

※給水管の輻輳配管は原則認めていない。

P. 78 3. 7. 2

(追記)

(6) 口径 75・100 mm は電磁式メーターまたは縦型ウォルトマン式, 150 mm は電磁式メーターを使用するものとし, 設置については次のとおりとする。

ア 電子, 電磁式メーターの遠隔指示装置 (以下「遠隔カウンター」という。) は, 正確に検針ができ, 維持管理が容易である場所に設置すること。ただし, メーターバイパスユニットを設置するなど, 遠隔カウンターがなくても容易にメーター検針できる場合に限り, 遠隔カウンターの設置を免除する。

イ 電子, 電磁式メーター本体から遠隔カウンターまでのリード線の配線は 8 m 程度とする。

ウ メーターボックスから遠隔カウンターまでの配管については, 口径 25 mm の硬質塩化ビニル管または口径 22 mm の電線管を使用する。

エ 遠隔カウンターのボックスについては、引込計器盤ボックス等を使用し、地上高は1～1.5m以内とする。

(7) 2次側伸縮継手内に逆止弁を設置する。

P. 8 1

3. 7. 3

(追記)

局のメーターは、口径13～30mmは接線流羽根車式、口径40・50mmは縦型ウォルトマン式、口径70・100mmは電磁式水道メーターまたは縦型ウォルトマン式、口径150mm以上は電磁式水道メーターを使用している。

[別 紙]

配水管からメーターまでの給水装置工事の基本設計施工指針

(1) 適用範囲

この工法は基本的に配水管φ50mm以上から分岐する給水取り出し管φ50mmまでの分岐器具よりメーターまでの給水装置工事に適用する。

(2) 給水管取り出し管の構造

(イ) 給水管の口径はφ20mm以上とする。

(ロ) 分岐する分岐器具よりメーターまでの口径φ20mm～φ50mm給水管の管種は、水道用ポリエチレン二層管（JIS K6762）『以下PEPという』とし、継手については鉛レス銅合金（CAC902・CAC903C・CAC911）製水道用ポリエチレン管金属継手（JWWA B116）とする。また、口径φ40mm～φ50mmの給水管の接続は、ダクタイル鋳鉄製メカ形ドレッサージョイントとする。

(ハ) 配水管（φ50mm～φ250mm）から分岐器具（給水管口径φ20mm～φ50mm）はサドル付分水栓（JWWA B117ボール式）とする。
※配水管への分水栓出口の位置は、他の給水装置の取出し口及び継手箇所並びに曲がり箇所から30cm以上離れていること。

(ニ) 配水管（共同管）φ20mm～φ40mm未満から分岐する分水器具はSKXナット付チーズ（水協認証G-270）とする。

(ホ) サドル付分水栓は、防食フィルムで被覆する。

(ヘ) メーター口径φ13mm～φ25mm設置の場合は、ボール副栓付伸縮止水栓（三豊市型）水協認証E-450（丸ハンドル）を使用する。
メーター口径φ30mm～φ50mmの場合は、副栓付開閉防止用止水栓・伸縮を使用する。
メーター口径φ75mm以上の場合は、ダクタイル鋳鉄製メカ形ジョイントおよび、水道用ソフトシール仕切弁（JWWA B120）を使用する。

(ト) 外止水栓口径φ20mm～φ40mmの場合は、水道用プレインゲート仕切弁（JWWA B108）を使用する。
外止水栓口径φ50mm以上の場合は水道用ソフトシール仕切弁を使用する。

(チ) メーターの設置箇所は、当該建物の屋外及び門等の外側で検針、点検、取替作業がしやすく、かつ損傷の危険がない宅地内（官民境界より2m以内）へ水平に設置すること。

※その他明記のないものは水道局職員の指示を受けること。

配水管からメーターまでの材料及び構造等について

(1)材料等について

- ・サドル付分水栓（JWWA B117ボール式）
- ・密着コア（鉄管の場合）
- ・ボール副栓付伸縮止水栓（丸ハンドル）
- ・副栓付開閉防止用止水栓・伸縮（丸ハンドル）

(2)外止水栓について

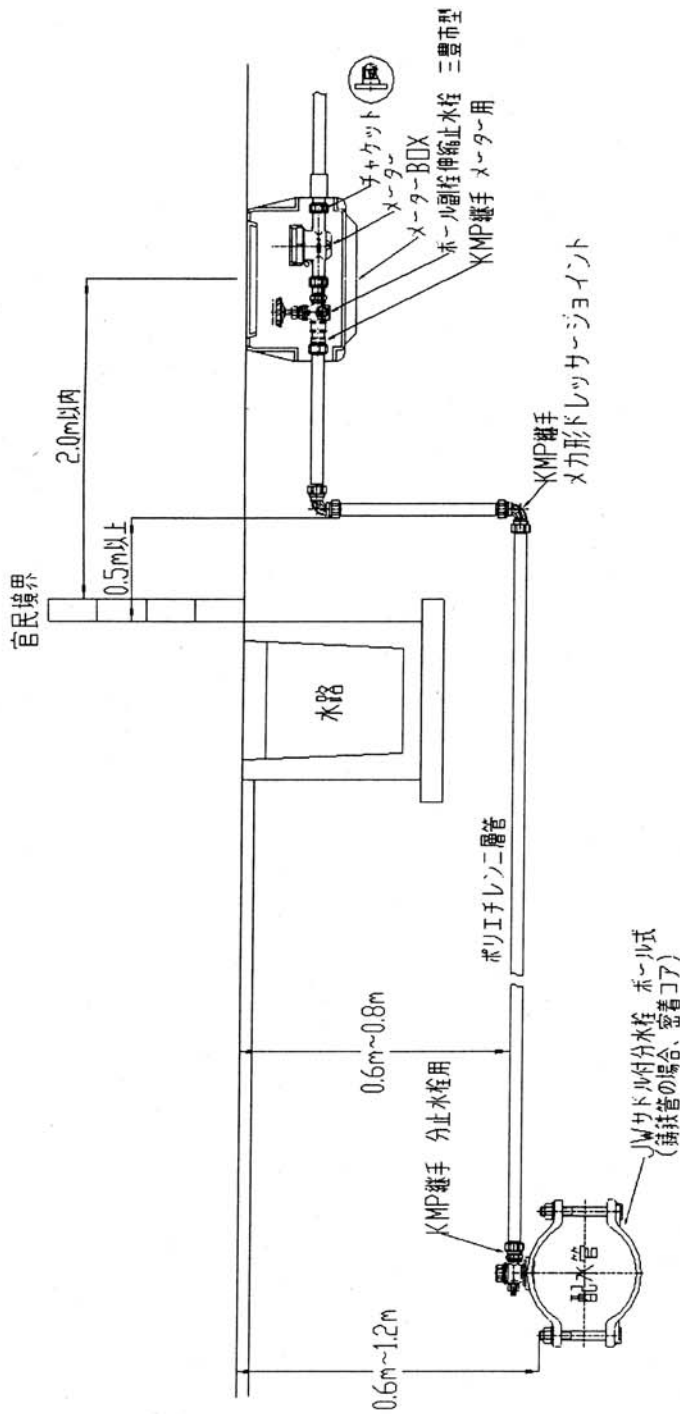
- ・外止水栓が必要な場合
アパートのメイン管
分譲地のメイン管
配水管からメータまでの距離が長い場合（概ね20m以上）
1つの給水管より2つ以上メーターがある場合（共有・支管引用）
- ※ 外止水栓設置については水道局と事前協議のこと

(3)水圧試験について

- ・サドル分水栓から止水栓（丸ハンドル）まで（1・75Mpa 1分間）
- ※分譲住宅等の場合は水道局職員の支持を受けること。

その他構造等については次のとおり

一般配管図

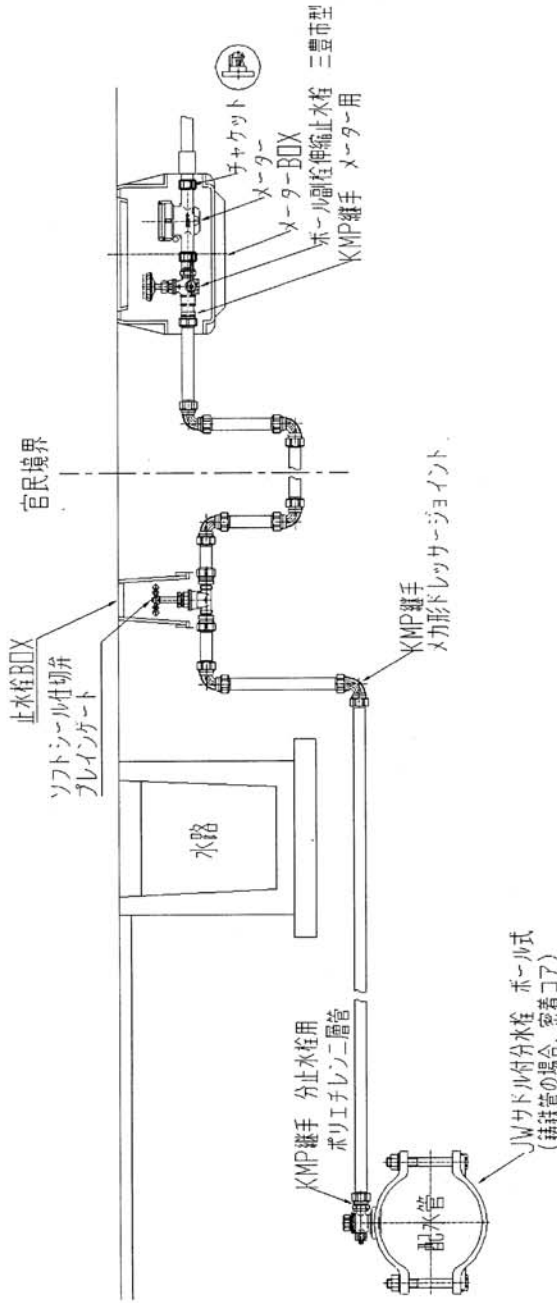


使用材料表

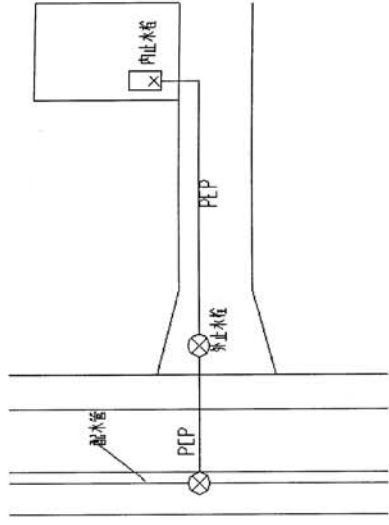
名称	規格	備考
サドル付分水栓 (ポール式) (鑄鉄管の場合, 密着コア)	φ 20mm ~ φ 50mm	同等品
KMP継手 分止水栓用	"	"
KMP継手 エルボ	φ 20mm ~ φ 30mm	"
マカ形ドレッシングジョイント	φ 40mm ~ φ 50mm	"
KMP継手 メーター用	φ 20mm ~ φ 50mm	"
ポリエチレン二層管	"	"
ポール副栓伸縮止水栓 三豊市型	φ 13mm ~ φ 25mm	"
副栓付開閉防止止水栓・伸縮 BC丸R	φ 30mm ~ φ 50mm	"
ソフトシール仕切弁	φ 75mm以上	"
チャケット	φ 13mm ~ φ 50mm	"
量水器ボックス	MB20SF ~ 50SF	" (三豊市マーク入)

- (1) サドル付分水栓は, JWWA B 117 ポール式 (前澤給装工業) を使用すること。
- (2) ※配水管への分水栓取出口の位置は, 他の給水装置の取出口から, 30cm以上離れていること。
- (3) サドル付分水栓の継手は, MLF002型KMP継手 分止水栓用 (前澤給装工業) とする。
- (4) 口径φ 13mm ~ φ 50mmの給水管の管種は, 水道用ポリエチレン二層管 (JIS K6762) とする。
- (5) メーター口径φ 13mm ~ φ 25mmの場合は, ポール副栓伸縮止水栓 三豊市型 (前澤給装工業) を使用する。
- (6) メーター口径φ 30mm ~ φ 50mmの場合は, 副栓付開閉防止止水栓・伸縮 BC丸R (前澤給装工業) を使用する。
- (7) メーター口径φ 75mm以上の場合は, タクタイトル製メカ形ジョイントおよび, 水道用ソフトシール仕切弁 (清水鐵工所) を使用する。
- (8) メーターボックス (FRP製) 前澤化成工業の製品SFシリーズ (メーター口径φ 20mm ~ φ 50mm) を使用すること。 (三豊市マーク入)
- (9) 官民境界から0.5m以上あけて, 給水管 (PEP) を立ち上げること。
- (10) メーターの設置場所は, 当該建物の屋外および門等の外側で検針, 点検, 取り替え作業がしやすく, かつ, 損傷の危険がない宅地内 (官民境界より2m以内) へ水平に設置すること。

一般配管図(外止水栓必要な場合)



配管例

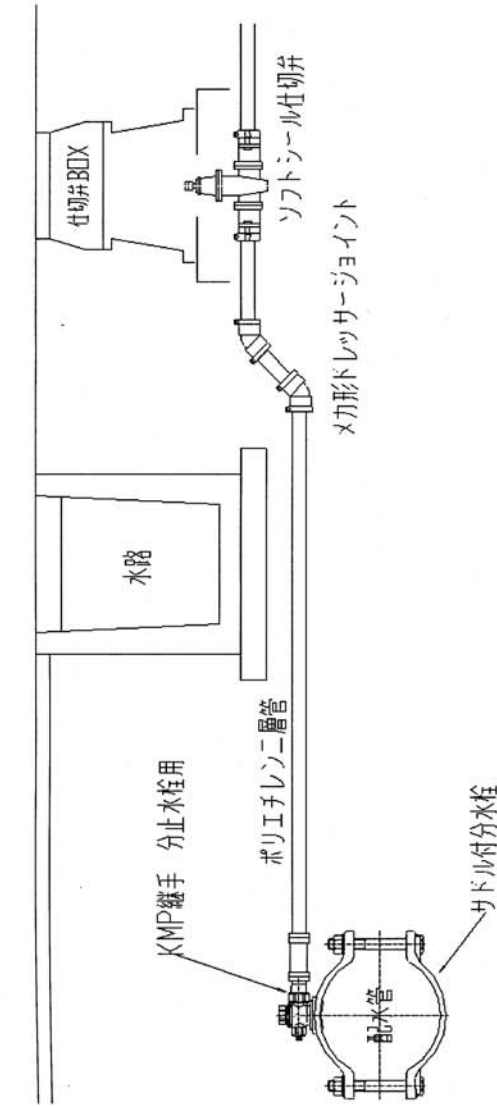


使用材料表

名称	規格	備考
サドル付分水栓(ボール式) (铸铁管の場合、密着コア)	φ 20mm ~ φ 50mm	同等品
KMP継手 分止水栓用	"	"
KMP継手 エルボ	φ 20mm ~ φ 30mm	"
メカ形ドレサージョイント	φ 40mm ~ φ 50mm	"
KMP継手 メーター用	φ 20mm ~ φ 50mm	"
ポリエチレン二層管	"	"
ブレインゲート	φ 20mm ~ φ 40mm	"
ソフトシール仕切弁	φ 50mm以上	"
止水栓ボックス(SSB100 x 300)	φ 20mm ~ φ 40mm	"
仕切弁ボックス(D24蓋付枠)	φ 50mm以上	"
仕切弁ボックスマス(25B - 20)	φ 50mm以上	"
仕切弁ボックスマス(25C - 20)	φ 50mm以上	"
スラブ60(600 x 250 x 70)	φ 50mm以上	"
ボール副栓伸縮止水栓 三豊市型	φ 13mm ~ φ 25mm	"
副栓付開閉防止止水栓・伸縮 BC丸R	φ 30mm ~ φ 50mm	"
ソフトシール仕切弁	φ 75mm以上	"
チャケット	φ 13mm ~ φ 50mm	"
量水器ボックス	MB20SF ~ 50SF	" (三豊市マーク入)

- 分岐箇所からメーターまでの給水管延長が概ね20m以上については、公道上・進入路に外止水栓(20mm ~ φ 40mm)はブレインゲート) φ 50mm以上の場合は、水道用ソフトシール仕切弁を設置すること。
- 公道上・進入路部分の給水管埋設深度は、0.5m以上とする。
- 内止水栓は、ボール副栓伸縮止水栓 三豊市型を使用する。(メーター口径 φ 13mm ~ φ 25mm)
(メーター口径 φ 30mm ~ φ 50mmの場合は、副栓付開閉防止止水栓・伸縮 BC丸Rを使用する。)
(メーター口径 φ 75mm以上の場合は、ダクタイル鑄鉄製メカ形ジョイントおよび、水道用ソフトシール仕切弁を使用する。)
- メーターの設置場所は、当該建築物の屋外および門等の外側に検針点検、取り替え作業がしやすく、かつ、損傷の危険がない宅地内(官民境界より2m以内)へ水平に設置すること。
※外止水栓が必要な場合
アパートの主管
分譲地の主管
配水管からメーターまでの距離が長い場合(概ね20m以上)
1つの給水管より2つ以上メーターがある場合(共有・支管引用)

一般配管図 φ50mm以上(分譲地)



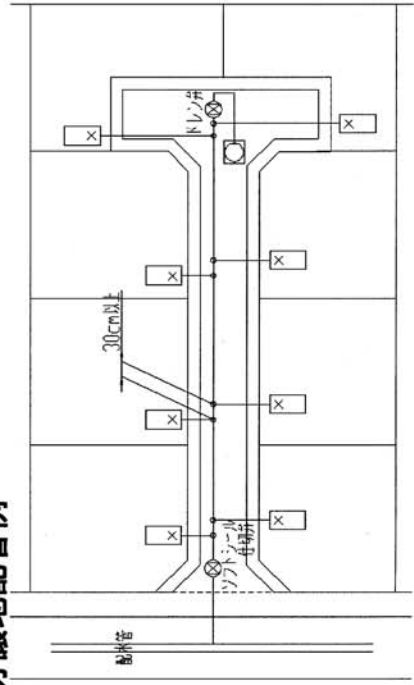
使用材料表 [φ50mm]

名称	規格	備考
サドル付分水栓(ホ-ル式)	φ50mm	同等品
KMP継手(分止水栓用)	φ50mm	"
ポリエチレン二層管	φ50mm	"
メカ形ドレツサージョイント	φ50mm	"
ソフトシール仕切弁	φ50mm	"
仕切弁ボックス(D24蓋付枠)	φ50mm	"
仕切弁ボックスマス(25B-20)	φ50mm	"
仕切弁ボックスマス(25C-20)	φ50mm	"
スラブ60(600×250×70)	φ50mm	"

使用材料表 [φ75mm以上]


名称	規格	備考
ヤノ丁字管V型	φ75mm×75~	同等品
SK-MVF(ストップリング付)	φ75mm~	"
SK-MVB(ストップリング付)	φ75mm×45°~	"
DIP,GX	φ75mm~	"
ソフトシール仕切弁	φ75mm~	"
仕切弁ボックス(D24蓋付枠)	φ50mm	"
仕切弁ボックスマス(25B-20)	φ50mm	"
仕切弁ボックスマス(25C-20)	φ50mm	"
スラブ60(600×250×70)	φ50mm	"

分譲地配管例



- (1) 主管には、水道用ソフトシール仕切弁(内線側2m以内)を設置すること。
- (2) 主管の管末には、水抜き用ドレン弁(甲型止水栓 or ソフトシール仕切弁)を設置すること。
- (3) ソフトシール仕切弁と主管の継手は、メカ形ドレツサージョイントとする。
- (4) 主管からの取り出しは、サドル付分水栓を使用すること。
- (5) ※配水管への分水管取出口の位置は、他の給水装置の取出口から、30cm以上離れていること。
- (6) 各分譲地には、メーターボックス内に平行オネジ伸縮止水栓(丸ハンドル)を設置し、ステンレスプラグで栓をしておく。

給水装置工事施工申込書

受付番号	第	異動入力	年月日	水栓番号	第	号
受付平成	年	月	日	水道技術 管理者	課長	副主任
(あて先)三豊市水道事業管理者 三豊市水道事業給水条例第4条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申込手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申込内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。 申込者 住所 (フリガナ) 氏名 電話番号				① 担当者 年月日 年月日 年月日		
				手数料等納入金額内訳 区分 金額(円) 設計審査手数料 しゅん工検査手数料 合計		
設置場所 建築物名称() 住所 三豊市				工事種別 1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去		
使用者 住所 (フリガナ) 氏名 電話番号				使用箇所 住所 氏名 その他 TEL 種別 路線名 許可日		
指定工事事業者 指定番号 住所 氏名または名称 電話番号 主任技術者氏名 第 号				委任状 及び メーター 保管証 申込者 ① 水道 口径 mm 取付日 年 月 日 メーター 番号 指示数 m ³		
				位置図 住宅地図 P - - 		
				工事内容および注意事項 _____ _____ _____		

・給水装置工事施工申込書の書き方

1. 分岐工事を伴う新設申込み ※鉛筆書きは認めない。

- （あて先）三豊市水道事業管理者欄は、申込者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入，押印。
- 設置場所欄は，給水装置の設置場所を記入。
- 使用者欄は，住所・氏名（名称）・電話番号を記入。
- 指定工事業者欄は，
指定給水装置工事業者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入・押印。
主任技術者の許可番号・氏名を記入・押印。
- 工事種別欄は，該当項目に○印を記入。
- 工事用納付書送付先欄は，該当項目に○を付け，住所・氏名（名称）・電話番号を記入。
- 委任状及びメーター保管証欄は，氏名を記入・押印。
- 水道メーター欄は，口径・取付日を記入。
- 分岐承諾書欄は，給水管からの分岐の場合，関係者の住所・氏名（名称）を記入・押印
- 水路横断承諾書欄は，給排水管の口径・延長及び水利組合名並びに代表者の住所・氏名を記入・押印。
- 農私有地掘削占用承諾書欄は，給排水管の占用所在地及び口径・延長並びに所有者の住所・氏名（名称）を記入・押印

2. 設計図 ※鉛筆書きは認めない。

- 位置図は住宅地図のコピーを添付し，申込地を赤書き・分岐もとの既設管を青書き・新設する給水管を赤書きすること。
- 配管図は現地の実測に基づき記入すること。
- 縮尺は100分の1から300分の1とすること。
- 広大な土地については概略図を書き，別途配管図を提出すること。
- 土地の形状，境界線，道路，水路等を記入すること。
- 配水管・給水管・止水栓・量水器ボックス・メーターの位置を明確に記入すること。

- 建築物の配置及び間取りを記入すること。
- 玄関・廊下・和室・洋室・便所・浴室・台所等，部屋の用途を記入すること。
- 流し台・便器・洗面台・浴槽等，給水装置に関する設備は記入すること。
- 内線配管は埋設位置・管種及びその延長を記入すること。
- 給水装置（給水栓等）はその種別を明確に記入すること。
（混合水栓・散水栓・ボイラー・電気温水器・フラッシュバルブ・ロータンク・シャワー付き混合水栓等）
- その他給水装置の状況を明らかにするために必要な事項。

独自基準

(土庄町)

P.5

1, 1 独自基準に関する主な関連法令

- (1) 土庄町水道事業給水条例（昭和43年条例第6号。以下「条例」という。）
- (2) 土庄町水道事業給水条例施工規程（昭和51年訓令第1号の1。以下「施工規程」という。）
- (3) 土庄町簡易水道事業給水条例（昭和43年条例第8号。以下「簡易水道事業給水条例」という。）
- (4) その他

P.6 1. 2 用語の定義

1. 2. 1 給水装置の種類

- (1) 専用給水装置 1戸若しくは1箇所専用するもの又は土庄町水道事業管理者(以下「管理者」という。)の許可を得てこれを2世帯以上に連合使用するもの。
- (2) 共用給水装置 屋外に設置されたもので、1箇の給水栓を2世帯以上で共用するもの。
- (3) 消火せん 消防用に使用するもの

P.7 1. 3 指定給水装置工事事業者制度

土庄町独自の基準があるので確認すること。

P.18 2. 2 給水方式の決定

2. 2. 1 直結式

- 1) ③3階以上の住宅には直結直圧式は認めない。3階以上は受水槽を設けるようにする。

P.19 2. 2 給水方式の決定

2. 2. 1 直結式

- 2) 直結増圧式は認めない。

P.37 2.4 給水管の口径の決定

2.4.2 給水管から分岐できる給水戸数

メーター口径 (枝管) 給水主管	13	20	25	30	40	50	(65)	75	(89)	100	125	150
13	1											
20	2	1										
25	3.7	1.8	1									
30	7	3.6	2	1								
40	11	5.3	2.9	1.5	1							
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1						
65	31	16	8	4.3	2.9	1.6	1					
75	54	27	15	7	5	2.7	1.7	1				
89	78	38	21	11	7	3.9	2.5	1.4	1			
100	107	53	29	15	10	5.3	3.4	2	1.4	1		
125	188	93	51	26	17	9	6	3.5	2.4	1.8	1	
150	297	147	80	40	28	15	9	5.5	3.8	2.8	1.6	1

P.3 8 2. 5 水道メーターの口径の決定

表 2. 5. 1 メーター適正使用流量基準表 (追記事項)

口径	型 式	メーター長 (mm)	備 考
13	接線流羽根車単乾式	100	
20	接線流羽根車単乾式	190	
25	接線流羽根車単乾式	225	
30	接線流羽根車単乾式	230	
40	接線流羽根車単乾式	245	
50	たて型ウォルマン式	245	
65	設置経歴なし		今後、申請があれば検討する
75	たて型ウォルマン式	630	
100	設置経歴なし		今後、申請があれば検討する
125	設置経歴なし		今後、申請があれば検討する
150	設置経歴なし		今後、申請があれば検討する

P.5 1 3. 1 給水装置の使用材料

3. 1. 1 1次側の使用材料

表 3. 1. 1

(1)給水管

配水用ポリエチレンパイプは現在使用していないが今後、申請があれば協議をする。

P.5 2 3. 1 給水装置の使用材料

3. 1. 1 1次側の使用材料

表 3. 1. 1

(2)仕切弁

H I 仕切弁は使用を認めない。

(3)止水栓

流量調整型止水栓は使用を認めない。

(5)配水用ポリエチレン管用サドル付分水栓

EF サドル付分水栓は使用を認めない。

P.5 3 3. 1 給水装置の使用材料

表 3. 1. 1

(6)継手その他

ワンタッチ継手・コア一体型継手は使用を認めない。

P.5 4 3. 1 給水装置の使用材料

表 3. 1. 2

宅地内1次側の露出配管部分はH I V P ・ P P は認めない。

P.6 1 3. 2 給水管の分岐

3. 2. 2 給・配水管の管種、口径による分岐

(1)サドル付分水栓による穿孔

	鋳鉄管		ビニル管			ポリエチレン管	
	50	75~350	40	50	75~150	40	50
給・配水管の管種口径	50	75~350	40	50	75~150	40	50
分岐口径	20, 25, 30	20,25,30,40,50	20	20,25	20,25,40,30,50	20	20,25

P.6 3 3. 2 給水管の分岐

3. 2. 2 給・配水管の管種，口径による分岐

(6)配水管からの給水管分岐方法

鋼管についてはサドル付分水栓による分岐も許可する。

配水管種別	口径	分岐口径	分岐方法
铸铁管	50	20, 25, 30	サドル付分水栓による穿孔
	75~350	20, 25, 30, 40, 50	サドル付分水栓による穿孔
ビニル管	40	20	サドル付分水栓による穿孔
	50	20, 25	サドル付分水栓による穿孔
	75~150	20, 25, 30, 40, 50	サドル付分水栓による穿孔
鋼管	40	20	サドル付分水栓による穿孔
	50	20, 25	サドル付分水栓による穿孔
	75~200	20, 25, 30, 40, 50	サドル付分水栓による穿孔
	50~100	20~同一口径	铸铁チーズ、メカニカル型丁字管による分岐

P.6 4 3. 2 給水管の分岐

3. 2. 2 給・配水管の管種，口径による分岐

(7)給水管からの分岐方法

ポリエチレン管についてはコア一体式・ワンタッチ式金属チーズを認めていないため，口径 20, 25, 30 は「SKX・T」，「KMP・T」で対応すること。

P.6 7 3. 3 給水管の埋設深さ及び専用位置

3. 3. 1 埋設深度

標準的な埋設深度は香川県内版に順ずるが，申請するときに協議を行なうこと。

P.7 3 3. 5 止水栓及び仕切弁の設置

(6)口径 30 mm, 40 mm は青銅式ソフトシール仕切弁を設置し，50 mm はソフトシール仕切弁または青銅式ソフトシール仕切弁，75 mm 以上はソフトシール仕切弁を設置する。

(8)第一仕切弁については道路・宅地を問わず配水管から分岐後すぐのところを設置する。

(9)管延長が長いときは施工方法について事業体協議を行なうこと。(追記)

P.75 3.5 止水栓及び仕切弁の設置

外線での仕切弁設置位置

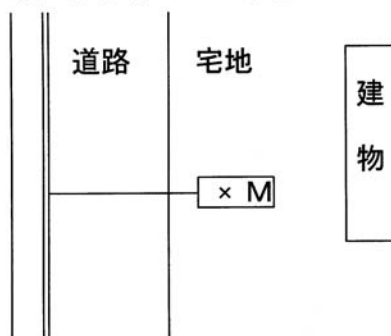
水質検査については特に行っていない。

P.77 3.6 給水管の工事基準

(6) ドレンの管口径，バルブの種類，設置位置等については事業体に協議を行なうこと。

P.80 3.7.1 メーター設置場所標準図

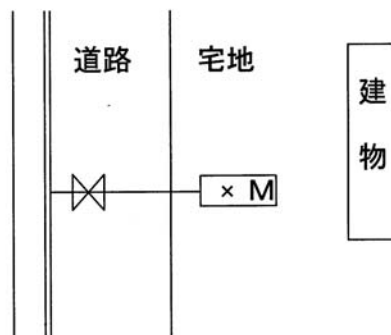
第一仕切弁がない場合



メーター位置は宅地内で道路との境界付近で取り付ける。

ただし，施工にあたり検針業務に支障が出る等の理由がある場合はこの限りではない。

第一仕切弁がある場合

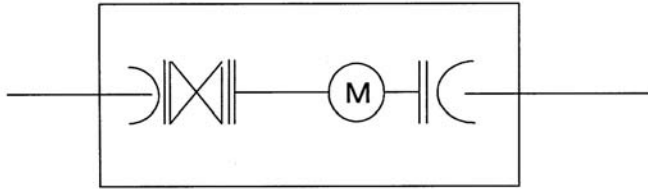


第一仕切弁は分岐後すぐのところ設置し，宅地の境界付近にメーターを設置する。

上記の記載は標準的なものなので事業体に協議を行なうこと。

P.82 3.7 水道メーターの設置

図3.7.2 口径50mmメーターの設置図

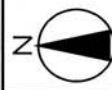


メーターボックス内に止水栓も入れる。

内線バルブはメーターボックス外に設置でも可。

給水装置工事施工申請書

水栓番号

受付番号 第 号	受付平成 年 月 日	審査平成 年 月 日	承認平成 年 月 日	水栓番号																																													
許可番号 第 号	変更平成 年 月 日	竣工平成 年 月 日																																															
(あて先) 土庄町水道事業 平成 年 月 日 土庄町水道事業給水条例第11条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。 申請者 住 所 (フリガナ) 氏 名 電話番号																																																	
設置場所 住 所 使用者 住 所 (フリガナ) 氏 名 電話番号																																																	
指定工事事業者 住 所 氏名または名称 電話番号 主任技術者氏名 第 号																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料等納入金額内訳</th> <th colspan="2">納入年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>領収番号</th> <th>金額</th> <th>納入年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入分担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特設配水管負担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備負担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					手数料等納入金額内訳		納入年月日		名称	領収番号	金額	納入年月日	開始手数料				審査手数料				加入分担金				特設配水管負担金				施設整備負担金				合計																
手数料等納入金額内訳		納入年月日																																															
名称	領収番号	金額	納入年月日																																														
開始手数料																																																	
審査手数料																																																	
加入分担金																																																	
特設配水管負担金																																																	
施設整備負担金																																																	
合計																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>1. 新 設</th> <th>2. 増 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3. 変 更</td> <td>4. 移 転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 撤 去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途別</td> <td>家事用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>団体用</td> <td>工業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湯屋用</td> <td>船舶用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工所用及び臨時用</td> <td>消火栓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メーター撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方式</td> <td>1. 直 圧</td> <td>受水容量 m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 受 水 槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工書用納付書送付先</td> <td>使用者 住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申請者 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道メータ</td> <td>口径 mm</td> <td>取付日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>番号 号</td> <td>指示数 m³</td> </tr> </tbody> </table>					工事種別	1. 新 設	2. 増 設		3. 変 更	4. 移 転		5. 撤 去		用途別	家事用	営業用		団体用	工業用		湯屋用	船舶用		工所用及び臨時用	消火栓		メーター撤去		給水方式	1. 直 圧	受水容量 m ³		2. 受 水 槽		工書用納付書送付先	使用者 住所			申請者 氏名			その他 TEL		水道メータ	口径 mm	取付日 年 月 日		番号 号	指示数 m ³
工事種別	1. 新 設	2. 増 設																																															
	3. 変 更	4. 移 転																																															
	5. 撤 去																																																
用途別	家事用	営業用																																															
	団体用	工業用																																															
	湯屋用	船舶用																																															
	工所用及び臨時用	消火栓																																															
	メーター撤去																																																
給水方式	1. 直 圧	受水容量 m ³																																															
	2. 受 水 槽																																																
工書用納付書送付先	使用者 住所																																																
	申請者 氏名																																																
	その他 TEL																																																
水道メータ	口径 mm	取付日 年 月 日																																															
	番号 号	指示数 m ³																																															
位置図 																																																	
工事内容および注意事項																																																	

利害関係者の承諾書		配水管位置図		工事内容	
分岐承諾書 平成 年 月 日 標記の給水装置設置工事に伴い、給水管より分岐することを承諾いたします。 なお、この工事施工の結果、水量、水圧等に影響があっても異議申し立ていたしません。 住所 氏名	平成 年 月 日 ⑩			配水管 管種; 口径; 分岐 分岐方法; 口径; 給水管 管種; 口径; 埋設深度 外線; 内線; 施工条件 土庄町水道事業給水条例、土庄町水道事業給水条例施工規程、土庄町指定給水装置工事事業者規程に基づき施工すること。 また、道路占用については、道路管理者等の許可条件に従い、施工を行なうこと。	
		指示事項および工事内容		代理人の選定 土庄町水道事業給水条例第7条の規定に基づき代理人を次のとおり届出いたします。 住所 氏名 電話番号	
		標記の給水装置設置工事に伴い、私有地に給水管を布設することを承諾いたします。 なお、工事等で支障をきたした場合には、給水装置使用者の経費負担において、土庄町水道課の指示に基づいて変更取替工事をいたします。 住所 氏名		平成 年 月 日 ⑩	
既設配管使用願 平成 年 月 日 標記の給水装置設置工事の新設(増設)にあたり、既設の給水管の一部を使用して工事を行ないたいので届出します。 もし、このため漏水等の事故が起こって被害を被ることがあっても異議を申しません。また、町・その他に被害を及ぼしたときは責任を持って弁償いたします。また、町・その他に被害を及ぼしたときは責任を持って弁償いたします。 住所 氏名		平成 年 月 日 ⑩			

独自基準
(小豆島町)

P. 5

1. 1 (6) その他

独自基準に関する主な関連法令

- (1) 小豆島町水道事業給水条例（平成18年小豆島町条例第153号。以下「条例」という。）
- (2) 小豆島町水道事業給水条例施工規程（平成18年水道事業管理規程第14号。以下「施行規程」という。）
- (3) 小豆島町指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第15号。以下「指定工事事業者規程」という。）
- (4) その他

P. 6

1. 2. 1

1 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 連用給水装置 2世帯又は2箇所以上が、1個の水道メーターにより使用するもの
- (3) 特別給水装置 船舶用並びに工事及び臨時用に設けて使用するもの
- (4) 私設消火栓 消防又は消防の演習用に使用するもの

P. 19

2. 2. 1

2) 直結増圧式は認めない。

P. 37

2. 4. 2

分岐件数は定めていない。ただし、給水主管から分岐を行う場合は、すべての利害関係者の承諾が必要である。

2. 5

メーターの口径は、1日計画予想使用水量より時間平均予想使用水量を算定する。なお、一般家庭以外については通常、時間平均予想使用水量の値に50%増しとして時間最大予想使用水量を算定し、(表2.5.1)から選定する。

* 建築設備設計基準，給水量の算定・時間最大予想給水量の算定参考

表2.5.1 メーター適正使用流量基準表(追記事項)

口径	型式	メーター長(mm)		備考
		ロング	ショート	
13	接線流羽根車式単箱型	165	100	
20	接線流羽根複箱型	190		
25	接線流羽根複箱型	210		
40	たて型 ウォルマン式	245		
50	たて型ウォルマン式 (直読・電子式)	560		定流量弁が必要
75	たて型ウォルマン式 (直読・電子式)	630		定流量弁が必要

(注) 1 旧内海町についてはロングメーターを、旧池田町についてはショートメーターを使用する。

2 直結給水式におけるメーター口径は、時間当たりの許容流量を求めて適正使用流量範囲のものを使用するが、おおむね、一般住宅は13mmのものを使用する。また、メーター口径は店舗等使用実態に応じて、増径するものとする。

P. 5 1 ~

表 3. 1. 1

事業体確認が必要な材料において、以下の材料は使用を認めない。

(3) 止水栓

流量調整型止水栓

P. 5 4

3. 1. 2

表 3. 1. 2 (注) 追加

1. 口径 75 mm 以上で宅地内の仕切弁以降の使用材料は、HIVPを使用することができる。

P. 5 5

3. 2. 1

(1)

深度

種別	埋設深さ	備考
国道・県道(車道)	0.80	
国道・県道(歩道)	0.60	
町道	0.80	
農道	0.80	道路幅員 2.0m以上
農道	0.60	道路幅員 2.0m未満
民地内	0.30	

埋設深さは、道路管理者の指示に従うものとし、民地内にあつては、30cm以上を標準とする。

図 3. 2. 1

使用材料

HIVP (φ 20~40) で配管する際、メーター前後において、HIエルボの使用も

認める。

(11) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。

(12) 原則として、道路内での分岐は公道，私道を問わずサドル付分水栓での分岐が可能な口径の場合，サドル付分水栓で分岐する。

P. 6 1 ~

3. 2. 2

表 3. 2. 1

分岐口径については，水道事業管理者と協議し決定すること。

P. 6 7

3. 3. 1

表 3. 3. 1 給水管の埋設震度

種別	埋設深さ	備考
国道・県道(車道)	0.80	
国道・県道(歩道)	0.60	
町道	0.80	
農道	0.80	道路幅員 2.0m以上
農道	0.60	道路幅員 2.0m未満
民地内	0.30 以上	

P. 6 8 ~

3. 3. 2

(3) 上・下越しに施工する際，一次側のバルブ設置に関しては，水道事業管理者と協議すること。

P. 7 3

3. 5

(6) 仕切弁の種類

口径 40 mm以上の仕切弁の設置位置は，図 3. 5. 1のとおりとする。

P. 7 5

3. 5

※水質検査については、給水管内の管内水量が0.2 m³以上のとき実施すること。

例) 口径40mmの、管内水量0.2 m³の口径延長=0.2 m³/0.00126≒160m

管内水量0.2 m³以上となる口径別管延長

給水管口径 (mm)	40	50	75	100
管延長	160m以上	102m以上	45m以上	26m以上

P. 7 7

3. 6

(6) 排水管の口径は、おおむね次のとおりとする。

口径40mm, 50mmの場合：排水管口径25mm

口径75mm 以上の場合：排水管口径50mm

P. 7 8

3. 7. 2

(1) 宅地内仕切弁を、道路上に設置することは認めない。

P. 8 0, 8 2

口径50・75mmメーター設置の際は、メーターの2次側に定流量弁を設置すること。

P. 8 1

3. 7. 4

(1) メーターボックスの規格

材質 FRP製(青色)

蓋部 強化樹脂製(黒色)底付

13・20mm用 前澤化成 MB20LFV 同等品

25mm用 前澤化成 MB25SFV 同等品

40mm用 前澤化成 MB40SFV 同等品

50mm 以上

①FRP 製 前澤化成 MB100FK 同等品


②コンクリート製

蓋部 縞鋼板製（検針用小窓付）

下柵 コンクリート製底付

寸法（有効内柵）1200mm×600mm

給水装置工事施工申請書

受付番号 平成 年度 第 号 受付 平成 年 月 日 審査 平成 年 月 日 承認 平成 年 月 日	変更 平成 年 月 日 竣工 平成 年 月 日	課 長 課長補佐	水栓番号 業務係長 施設係長	第 号																																			
小豆島町長 殿 平成 年 月 日 小豆島町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 また、公道部分の材料一切は無条件に寄付し、分岐の権限は町に移譲します。 なお、本申請内容については、給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。		※工事内容及び注意事項 _____ _____ _____																																					
申請者 住所 (フリガナ) 町 番地 氏名 (フリガナ) 電話番号	手数料等納入金額内訳 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>口径</th> <th>単価</th> <th>設計数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水栓加算料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開始手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </tbody> </table>				区分	口径	単価	設計数量	金額	給水装置検査手数料					給水栓加算料					開始手数料					分担金					負担金					合 計				
区分	口径	単価	設計数量	金額																																			
給水装置検査手数料																																							
給水栓加算料																																							
開始手数料																																							
分担金																																							
負担金																																							
合 計																																							
設置場所 建築物名称() 住所 町 番地	工事種別 1. 新設 (接合引込分岐(号から)) 2. 改造 3. 撤去 4. 舗装先行																																						
使用者 住所 (フリガナ) 氏名 電話番号	種別 専用栓・連用栓 家庭用 団体用 工業用 営業用	用途別 家庭用 工業用 営業用	特別給水栓 船舶用 臨時用	私設消火栓																																			
指定工事業者 指定番号 号 住所 氏名または名称 電話番号 主任技術者氏名 第 号	基本水量 1. 直 圧 2. 受 水 槽 受水槽容量 m ³ 副受水槽 m ³ 3. 併 用 高置水槽 m ³ 防水水槽 m ³	水道口径 mm 取付日 年 月 日	水メーター 番号 号 指示数 m ³	位置図 住宅地図 P - - 																																			
工事納付書先 送付先 使用所 住所 申請者 氏名 その他 TEL																																							

独自基準
(三木町)

P.5 1. 1

独自基準に関する主な関連法令

- (1) 三木町水道事業給水条例（昭和 44 年三木町条例 17 号）
- (2) 三木町水道事業給水条例施行規程（平成 15 年三木町規程第 4 号）
- (3) 三木町指定給水装置工事事業者規程（平成 9 年三木町規程第 1 号）
- (4) 三木町簡易水道給水条例（昭和 57 年三木町条例第 17 号）
- (5) 三木町簡易水道給水条例施行規程（平成 15 年三木町規程第 5 号）
- (6) その他

P.38 2. 5

水道メーターの口径は、1日当たり計画使用水量及び1時間当たり計画最大使用水量に基づき、三木町が使用する水道メーターの使用流量基準の範囲内で決定する。なお、一般家庭以外については通常、1時間当たり計画最大使用水量が1時間当たり計画平均使用水量の値の1.5倍以上となること。

また、地理的条件等により、上記を準用できない箇所については、別途指示に従うこと。

P.38 表 2. 5. 1

三木町が使用する水道メーターは次のとおりである。

口径	型式	メーター長 (mm)	備考
13	接線流羽根車式	100	継手部はねじ式（上水ねじ）
20	接線流羽根車式	190	〃
25	接線流羽根車式	225	〃
30	接線流羽根車式	230	〃
40	接線流羽根車式	245	〃
50	たて形軸流羽根車式	560	継手部はフランジ式（上水フランジ）
75	たて形軸流羽根車式	630	〃

P.51 3. 1. 1

1次側の使用材料については、口径が13mmから25mmまでの給水管の接続については、別紙の「三木町給水管接続要領図」のとおりとすること。

上記の給水管の場合でも、複数箇所への給水を行うものや給水管の布設延長が長くなるものについては、協議を要する。

また、口径が30mm以上の給水管の接続についても、協議を要する。

P.55 3. 2. 1 (追記)

(11) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。(三木町水道事業給水条例第5条)

(12) 原則として、サドル付分水栓での分岐が可能な場合は、サドル付分水栓を使用すること。

P.77 3. 6 (6)

排水管の口径については、協議を要する。

P.78 3. 7

別紙の「三木町給水管接続要領図」のとおりとする。また、口径が30mm以上の水道メーターの設置については、協議を要する。

その他

地理的条件等により、施工基準や独自基準を準用できない箇所については、別途指示に従うこと。

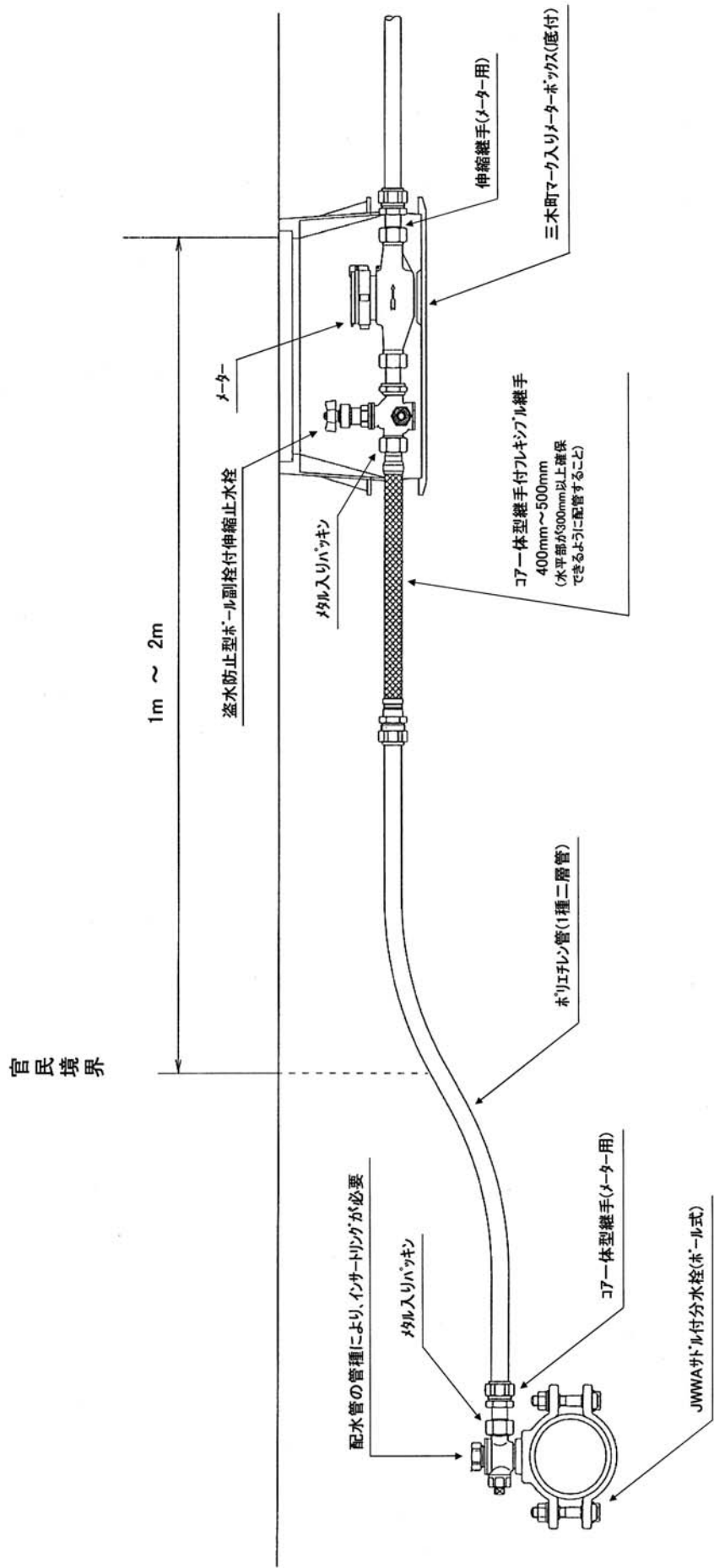
施行基準及び独自基準に示されていない事項については、別途指示に従うこと。

三木町 給水管接続要領図(口径13mm～25mm)


◎ メーターの設置位置は、原則として官民境界より1m付近の位置で、メーター検針(点検)及び取り替え作業が容易であり、メーターの損傷の恐れが無い位置であること。

ただし、地形、その他の理由により、上記の位置に設置することが適当でない場合は、水道事業者及び申込者と協議すること。

- ◎ 給水管はホリエレン管(1種二層管)を使用すること。
- ◎ サドル付分水栓と給水管の接続部は、コア一体型継手(メーター用)を使用すること。
- ◎ 止水栓より一次側で使用するメーターパッキンは、メタル入りパッキンを使用すること。
- ◎ 止水栓は盗水防止型ボール副栓付伸縮止水栓を使用すること。
- ◎ メーターの二次側の継手は、伸縮継手(メーター用)を使用すること。
- ◎ メーター口径とメーター周りの給水用具の口径が異なる場合、片落伸縮継手を使用すること。(ワッジングは使用しないこと。)



給水装置工事施工申請書

三木町長 殿 三木町水道事業給水条例の規定に基づき、次のとおり給水装置工事施工を申し込みます。なお、この工事に関する一切の事項を、次の指定工事事業者に委任します。 また、検査完了後、三木町水道事業の管理施設となる部分の一切の権限は、無条件にて三木町へ移譲します。	年 月 日 工 事 範 囲 □外線 □内線 1.新設 2.改造 3.修繕 4.撤去 5.その他() 用 途 1.家庭用 2.営業用 3.連用(戸) 4.その他() 給 水 方 法 1.直結直圧式 2.受水槽式(m ³) 3.直結・受水槽併用式(m ³)	仮設番号 竣工番号 課 長 課長補佐 受 付 日 副主幹・係長 設計審査員 受付者 検 査 内 容 仮設検査 年 月 日 竣工検査 年 月 日 検 査 員
申請者 住所 (フリガナ) 氏 名 連絡先 () - () 給水装置設置場所 住 所 三木町大字 番地 建築物名称() 使用者 住 所 (フリガナ) 氏 名 連絡先 () - () 指定工事事業者 指定番号 号 住 所 氏名または名称 電話番号 主任技術者氏名 第 号	工 事 種 別 計 画 使 用 水 量 1日 m ³ 水道メーター口径 mm 金 額 円 負担金 納付書発行日 年 月 日 納入日 年 月 日 徴収番号 年度第 号 番 号 - 取付日 年 月 日 指示数 m ³ 【工事内容及び注意事項】	撤去工事を行う場合 撤去工事を行った場合、水道使用権利が喪失し、再度、水道をとるときは、新たに負担金が必要となることを了承しました。
位置図 住宅地図 P		
		

分水栓, 分岐位置		メーター位置図	
横断面図			復旧断面

独自基準

(綾川町)

P. 5

1. 1 (6)

独自基準に関する主な関連法令

ア 綾川町水道事業給水条例(平成 18 年綾川町条例第 137 号。以下「条例」という。

イ 綾川町水道事業給水条例施行規程(平成 18 年水道事業管理規程第 12 号。以下「施行規程」という。)

ウ 綾川町指定給水装置工事事業者規程(平成 18 年水道事業管理規程第 13 号。以下「指定工事事業者規程」という。)

P. 7

1. 2. 2

5 その他(引込専用外線)

引込専用外線は認めない。

1. 2. 3

配水管(追記)

配水管は、配水池または配水ポンプ場から、給水区域内に配水するために綾川町水道課が布設した管をいう。使用者近くに布設された口径 350 mm 以下の管に、給水装置を接続することができる。

P. 16

2(11) 認めている。

P. 18

2. 2. 1

2) 直結増圧式

検討中につき事前協議するものとする。

P. 51

表 3. 1. 1

事業体確認が必要な材料において、以下の材料は使用を認めない。

(1) 仕切弁

H I 仕切弁 仕切弁(粉体)ドレン用 青銅式仕切弁

(2) 止水栓

流量調整型止水栓 ボール止水栓

(6) 継手その他

ワンタッチ継手

P. 55

3. 2. 1

- (11) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。
- (12) 原則として、道路内での分岐は公道、私道を問わずサドル付分水栓での分岐が可能な口径の場合、サドル付分水栓で分岐する。

P. 62

3. 2. 2

表3. 2. 1

(1) サドル付分水栓による穿孔

分岐口径50mm以上の場合は(2)、(3)の施工方法による。また、40mmから25mmの分岐については(7)給水管からの分岐方法を参照のこと。

P. 73

3. 5

(5) 放水装置

口径40mm, 50mm以下の場合→排水管口径25mm(青銅式ソフトシール仕切弁)

口径75mm～ →排水管口径50mm(ソフトシール仕切弁)

(6) 仕切弁の種類

口径30mm以上の1次側には仕切弁を設置すること。また、2次側配管の延長が長い場合、メーター2次側にも仕切弁を設けるものとする。仕切弁の種類は口径40mm以下の場合青銅式ソフトシール仕切弁、50mm以上の場合ソフトシール仕切弁とする。

P. 75

水質検査については、竣工検査時に行う。

原則として、給水管の複数配管は認めない。

P. 77

3. 6

(5) 口径30mm以下は鋳鉄栓およびTS継手による栓を使用する。

(6) 排水管の口径および種類(事業体確認)→綾川町独自基準:P73 3.5(5)放水装置を参照のこと

給水装置工事施工申請書

審査 平成 年 月 日	変更 平成 年 月 日	水栓番号		副町長	受付日付印
承認 平成 年 月 日	竣工 平成 年 月 日	検針番号		町長	
(あて先)綾川町水道事業 綾川町長 様 平成 年 月 日 綾川町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。 申請者 住所 町		名称	徴収番号	納入金額(円)	納入年月日
		分担金	第 号		
		手数料	第 号		
設置場所 建築物名称() 住所 町		給水方式 1. 直圧 2. 3階直圧 3. 直結増圧 4. 受水層 受水槽容量 m ³ 高置水槽 m ³		使用書 納付先 送付先 住 所 申請者 氏 名 その他 TEL	位置図 住宅地図 P
使用者 住所 (フリガナ) 氏 名 電話番号		用途別 家庭用 業務用 工業用		位置図 住宅地図 P N	
指定工事事業者 指定番号 号 住所 氏名または名称		工事種別 1. 新設工事 2. 改造工事 3. 修繕工事 4. 撤去工事			
電話番号 主任技術者氏名 第 号		配水管位置図 方位 () 方位 () () () () () 管種 () () 口径(φ) () () W () ()			
口径 mm 取付日 年 月 日 水道メータ番号 号 指示数 m ³					

様式第5号(第6条関係)

課長	課長補佐	係

綾川町水道事業
綾川町長様

年 月 日届出

指定給水装置工事事業者

住所

氏名

印

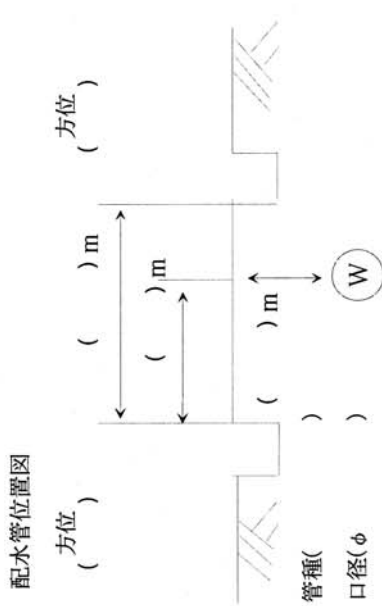
給水装置工事(竣工・中間)検査届出書

次のとおり、工事を竣工しましたのでお届けします。

1. 給水装置工事申込番号	NO.	_____		
2. 使用者番号	NO.	_____		
3. 給水装置申込者	住所	_____		
	氏名	_____		
4. 給水装置場所	綾川町	番地	_____	
5. 工事種別	新設・改造・修繕・撤去			
6. 竣工日	年	月	日	
7. 検査希望日	年	月	日	午前 時
				午後 時
8. 立会者	主任技術者氏名			

指定給水装置工事事業者番号 _____

引込管工事(分岐からメーターまで)	設計図	凡例	配水管		撤去	止水栓	止水栓	混合シャワー
			既設給水管	新設給水管				
ダクタイル鋳鉄管			——	——	××××××	×	▽	混合シャワー
ライニング鋼管			——	——	××××××	○	●	バルブ
ポリエチレン管			——	——	××××××	○	●	バルブ
HIビニル管			——	——	××××××	○	●	バルブ
〃			——	——	××××××	○	●	バルブ
不断水丁字管			——	——	××××××	○	●	バルブ
サドル付分水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
SKチーヌ			——	——	××××××	○	●	バルブ
伸縮可とう継手(分水)			——	——	××××××	○	●	バルブ
SKソケット			——	——	××××××	○	●	バルブ
SK片落ソケット			——	——	××××××	○	●	バルブ
SKエルボ			——	——	××××××	○	●	バルブ
内線止水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
接続管			——	——	××××××	○	●	バルブ
メータボックス			——	——	××××××	○	●	バルブ
ソフトシール仕切弁			——	——	××××××	○	●	バルブ
仕切弁			——	——	××××××	○	●	バルブ
仕切弁ボックス・受台			——	——	××××××	○	●	バルブ
フレキシブル継手			——	——	××××××	○	●	バルブ
宅地内工事(メーター以降)								
伸縮継手(メーター用)			——	——	××××××	○	●	バルブ
接続管			——	——	××××××	○	●	バルブ
HI S ベンド			——	——	××××××	○	●	バルブ
ライニング鋼管			——	——	××××××	○	●	バルブ
HIビニル管			——	——	××××××	○	●	バルブ
〃			——	——	××××××	○	●	バルブ
混合シャワー			——	——	××××××	○	●	バルブ
水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
水栓			——	——	××××××	○	●	バルブ
定水位弁			——	——	××××××	○	●	バルブ
ボールタップ			——	——	××××××	○	●	バルブ
減圧弁			——	——	××××××	○	●	バルブ
バルブ			——	——	××××××	○	●	バルブ
逆止弁			——	——	××××××	○	●	バルブ



独自基準

(宇多津町)

P.5 1. 1

独自基準に関する主な関連法令

- (1) 宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「条例」という。）
- (2) 宇多津町給水装置工事施工基準（平成14年宇多津町規定一部改正。以下（施工規定という。）
- (3) 宇多津町水道事業指定給水装置工事事業者規定（平成10年宇多津町規定第2号。以下「指定工事業者規定」という。）
- (4) その他

P.6 1. 2. 1

1 給水装置の種類

専用栓 1戸又は1箇所専用するもの

共用栓 屋外に設置し、1箇の給水栓を2世帯以上で共用するもの

連用栓 2世帯以上若しくは2箇以上が1の水道メーターにより使用するもの

消火栓 消防又は消防の演習に給水するもの

P.7 1. 2. 2

5 その他（引込専用外線）

引込専用外線工事を施工するときは、地盤高の変更に対応できるよう、メーターの一次側にフレキシブル継手を使用すること。ただし分岐以降の一次側使用材料がポリエチレン管であるときは、この限りでない。

1. 2. 3 配水管（追記）

配水管は、配水池から給水区域内に配水するために宇多津町水道課が布設した管をいう。使用者近くに布設された口径300mm以下の管に、給水装置を接続することができる。

P.18 1. 6. 2

2 給水装置の基本計画

- (11) 給水装置の設置においては、水田、畑等も認めている。ただし、使用目的が確定されておらず、ただちに開栓する意思がない場合は認めない。

P.21 2. 2. 1

2 直結増圧式については、別途資料の直結増圧式給水施工基準を参照のこと。

P.39 2. 4. 2

給水管から分岐できる給水戸数については、表2. 4. 2を参照のこと。

P.39 2.4.3

給水管の最大布設距離については、表2.4.3を参照のこと。

P.40 2.5

水道メーターの口径は、1日計画予想使用水量より時間平均予想使用水量を算定する。なお、一般家庭以外については通常、時間平均予想使用水量の値に50%増しとして時間最大予想使用水量を算定し、(施工基準の表2.5.1)から算定する。

*建築設備設計基準、給水量の算定・時間最大予想給水量の算定参考

P.52

2.7 給水装置の種類(追記)

2.7.1 給水管の種類

給水管の種類は次のとおりであるが、管の選定に当たっては、環境条件を十分考慮する。

1 鋼管

(1) 硬質塩化ビニルライニング鋼管

硬質塩化ビニルライニング鋼管は、強度については鋼管が、耐食性等については硬質塩化ビニルライニングが分担して、それぞれの材料を有効に利用した複合管である。硬質塩化ビニルライニング鋼管には、屋内および埋設用に対応できる外面仕様の異なる管がある。

管の選定に当たっては、環境条件を十分考慮する必要があるが、一般的に屋内配管はSGP-VA、屋内配管および屋外露出配管にはSGP-VB、また、地中埋設配管および屋外露出配管にはSGP-VDが使用される。なおSGP-VA、VBを地中埋設配管に使用する場合は、防食対策(防食テープ、ポリエチレンスリーブ等の被覆)を講じなければならない。

(2) 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は、鋼管の内面に耐熱性硬質塩化ビニル管をライニングした管である。これは、特に給湯、冷温水などの高温および低温の厳しい環境で使用でき、耐食性および耐熱性(85℃まで使用可)に優れたものである。ただし、瞬間湯沸器には、機器作動に異常があった場合、管の使用温度を超えることもあるため使用できない。

(3) ポリエチレン粉体ライニング鋼管

ポリエチレン粉体ライニング鋼管は、鋼管内面に適正な前処理を施した後ポリエチレン粉体を熱融着によりライニングしたものである。管の種類および管の選定については、前記(1)硬質塩化ビニルライニング鋼管に準じる。

2 ステンレス鋼管

ステンレス鋼管は、耐食性、強度性に優れている。また、軽量化しているので取扱いが容易であるが、管の保管、加工に際しては、かき傷やすり傷を付けないよう注意する必要がある。

3 硬質塩化ビニル管

(1) 硬質塩化ビニル管

硬質塩化ビニル管は、引張強さが比較的大きく、耐食性、特に耐電食性が大であるが、直射日光による劣化や温度の変化による伸縮性がある。また、難燃性であるが、熱および衝撃に弱く、凍結の際に破損しやすい。

(2) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管の耐衝撃強度を高めるように改良されたものであるが、長時間、直射日光に当たると、耐衝撃強度が低下することがある。

(3) 耐熱性硬質塩化ビニル管

耐熱性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管を耐熱性に改良したものである。許容圧力0.196MPaの場合、71～90℃以下の給湯配管に使用できるが、金属管と比べ伸縮量が大きいため、使用に当たっては耐熱性硬質塩化ビニル管継手等を使用するか、または配管方法で伸縮を吸収する必要がある。

4 ポリエチレン管

ポリエチレン管は、たわみ性に富み、軽量で耐寒性、耐衝撃強さが大であり、長尺物のため、少ない継手で加工できる。しかし、他の管種に比べて柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意が必要である。

5 銅管

銅管は引張強さが比較的大きく、アルカリの侵されず、スケールの発生も少ない。銅管は耐食性に優れているため薄肉化しているため、軽量で取扱いが容易であるが、管の保管、運搬に際しては凹みなどをつけないよう注意する必要がある。

6 ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管は、鋳鉄組織中の黒鉛が球状のため強靱性に富み、衝撃に強く、強度が大で、耐久性があり、管が地盤の変動に追従できる。継手の種類が豊富で、施工性が良いが、重量が比較的重く、継手の種類によっては異径管防護を必要とする。

7 架橋ポリエチレン管

架橋ポリエチレン管は耐熱性および耐食性に優れ、軽量で柔軟性に富んでおり、管内

スケールの付着は少なく、流体抵抗が小さい。また、耐寒性に優れており、寒冷地での使用に適している。しかし、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮する等配管には注意が必要である。

2. 7. 2 給水用具の種類

給水用具の種類は、次のとおりである。

1 分水栓および不断水

- (1) サドル付分水栓 (2) 不断水丁字管

2 止水栓

- (1) ボール式止水栓 (2) ソフトシール仕切弁 (3) 甲形止水栓 (4) 玉形弁

3 給水栓

- (1) 水栓類 (2) ボールタップ

4 ミキシングバルブ

5 減圧弁および定流量弁・定水位弁

6 逃し弁

7 空気弁および吸排気弁

8 ウォータークーラー

9 湯沸器

- (1) 瞬間湯沸器 (2) 貯湯湯沸器 (3) 貯蔵湯沸器 (4) 上がり湯用瞬間湯沸付ふろがま (5) 太陽熱利用貯湯湯沸器

10 浄水器

P.52 3. 1. 1

事業体確認が必要な材料において、以下の材料は使用を認めない。

(1) 仕切弁

青銅式仕切弁

(2) 止水栓

流量調整型止水栓

P.56 3. 1. 1

表 3. 1. 2 (注) 追加

1. 口径75mm以上で宅地内の仕切弁以降の使用材料は、HIVPを使用することができる。
2. 口径30mmの材料使用については、既設管口径30mmからの分岐および修繕の場合にのみ使用を認める。

P.56 3.2.1

- (11) 原則として、口径400mm以上の配水管からは分岐してはならない。
- (12) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。
- (13) 原則として、道路内での分岐は公道、私道を問わずサドル付分水栓での分岐が可能な口径の場合、サドル付分水栓で分岐する。
- (14) 深度、材料、口径については図3.2.1を参照のこと。

P.62 3.2.2

(1) サドル付分水栓による穿孔

口径30mmの分岐は原則認めていないが、40mmから25mmの分岐については、サドル付分水栓での分岐を認めている。50mmの分岐についてはサドル付分水栓の使用は認めていないため、不断水丁字管を使用すること。

その他の分岐方法については(7)給水管からの分岐方法を参照のこと。

(2) 不断水丁字管による穿孔

原則として、被分岐管と同口径の分岐も認めている。

P.68 3.3.1

埋設深度については、表3.3.1を参照のこと。

P.74 3.5

(5) 放水装置

口径40mm、50mmの場合→排水管口径25mm(ボール止水栓)

口径75mm～ →排水管口径50mm(仕切弁(粉体)ドレン用)

(6) 仕切弁の種類

口径50mm以上の場合 →ソフトシール仕切弁

口径40mmの場合 →プレインゲートバルブ

口径30mmの仕切弁は、原則認めない。

(8) 仕切弁の設置位置

口径40mmの仕切弁の設置位置については、図3.5.1を参照のこと。

P.76 3.5

給水管の水質検査については、原則認めていない。

P.78 3.6

(6) 排水管の口径→宇多津町独自基準：P.74 3.5追記(5)を参照のこと。

P.79 3.7.2

水道メーターの設置基準

(5) 口径40mmのメーター廻りの施工例については、図3.7.1を参照のこと。

P.81

メーター設置場所においては、施工基準のメーター設置場所標準図を参照のこと。

P.82 3.7.3 (追記)

(4) 町メーターにおいては、口径13mm・20mm・25mm・40mmは接線流羽根車式、口径50mm・75mm・100mmはたて型軸流羽根車式(ウォルトマン型)を使用している。

給水装置私工事施工申請書兼設計書

受付番号	平成 年 月 日	審査平成 年 月 日	変更平成 年 月 日	水栓番号	第 号
受付平成 年 月 日	承認平成 年 月 日	平成 年 月 日	竣工平成 年 月 日	地区整理番号	- - -
(あて先) 宇多津町水道事業管理者 宇多津町水道事業給水条例第4条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。			課長 技術管理者 課長補佐 係長 係 課長 係長 係		
所有者	宇多津町	丁目	番	番	号
住所	〒	番	番	番	号
(フリガナ)					
氏名	〒	番	番	番	号
電話番号	〒	番	番	番	号
装置場所	アパート・マンション名 ()				
	テナント・店舗名 ()				
住所	宇多津町(浜 番丁)	番	番	番	号
使用者	住所				
住所	氏名				
(フリガナ)	TEL				
氏名	④				
電話番号	④				
宇多津町指定工事事業者	指定番号 号				
住所	氏名または名称				
電話番号	④				
主任技術者氏名	第 号				

開栓年月日	年月日	検査内容	年月日	年月日	年月日
工所用	年月日	分水栓不衝水穿孔	年月日	年月日	年月日
引渡時	年月日	分岐口径・深度	φ mm	mm	mm
		耐圧検査	一次側	二次側	

区分	金額(円)	収納確認日	係
給水工事分担金		年月日	
開始手数料(工所用)		年月日	
竣工検査料		年月日	
開始手数料(引渡時)		年月日	

給水方式	1 直圧	2 3階直圧	3 直結増圧
	4 受水槽	5 併用	
	受水槽容量 m ³	高置水槽	m ³

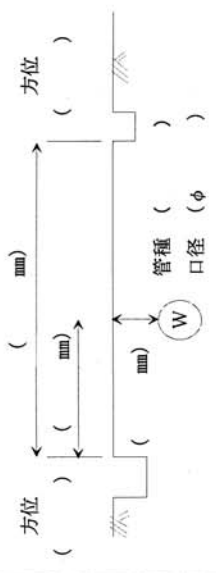
工種別	1 接合新設	4 改造工事
	2 引込新設	5 撤去工事
	3 支管引用 ... 第 号から分岐	

種別	専用	連用
用途別	家庭用	団体用
	共同用	工業用
	営業用	臨時用

水道メータ	口径	mm	取付日	年月日
	番号	号	指示数	m ³

工事予定期間	着手	年月日	完了	年月日
(工事内容及び注意事項)				

【配水管位置図】



位置図 住宅地図(頁)



独自基準

(まんのう町)

P. 5 1. 1

独自基準に関する主な関連法令

- (1) まんのう町水道事業の設置等に関する条例(平成18年3月20日条例第156号。以下「条例」という。)及び、まんのう町簡易水道設置条例(平成18年3月20日条例第159号。以下「条例」という。)
- (2) まんのう町水道事業給水条例(平成18年まんのう町条例第158号。以下「条例」という。)及び、まんのう町簡易水道事業給水条例(平成18年まんのう町条例第160号。以下「条例」という。)
- (3) まんのう町水道指定給水装置工事事業者規程(条例第8条第1項に規定するまんのう町指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。))
- (4) その他

P. 7

1. 2. 2

5 その他(引込専用外線)

特に規定を設けていない。

1. 2. 3 配水管(追記)

配水管は、配水地または配水ポンプ所から、給水区域内に配水するためにまんのう町が布設した管をいう。給配水兼用管も一部あり。

P. 20 2. 2. 1

1) ②2階以下の建物 (給水装置までの高さ既定を設けていない。)

③3階直圧を認めていない。

P. 40 2. 5

メーターの口径は、1日計画予想使用水量より時間平均予想使用水量を算定する。なお、一般家庭以外については通常、時間平均予想使用水量の値に50%増しとして時間最大予想使用水量を算定し、(表2.5.1)から選定する。

* 建築設備設計基準、給水量の算定・時間最大予想給水量の算定参考

表 2. 5. 1 メーター適正使用流量基準表（追記事項）

口 径	型式	メーター長(mm)	備考
		ショート	
13	接線流羽根	100	
20	接線流羽根	190	
25	接線流羽根	225	
30	たて型 接線流羽根	230	
40	ウォルマン式	245	
50	ウォルマン式	560	

(注) 1 ショートメーターを使用する。

2 直結給水式におけるメーター口径は、時間当たりの許容流量を求めて適正使用流量範囲のものを使用するが、おおむね、一般住宅は13mmのものを使用する。また、メーター口径は店舗等使用実態に応じて、増径するものとする。

3 50mmを超えるものは、別途管理者が定める

P. 5 2

2. 7 給水装置の種類（追記）

2. 7. 1 給水管の種類

給水管の種類は次のとおりであるが、管の選定に当たっては、環境条件を十分考慮する。

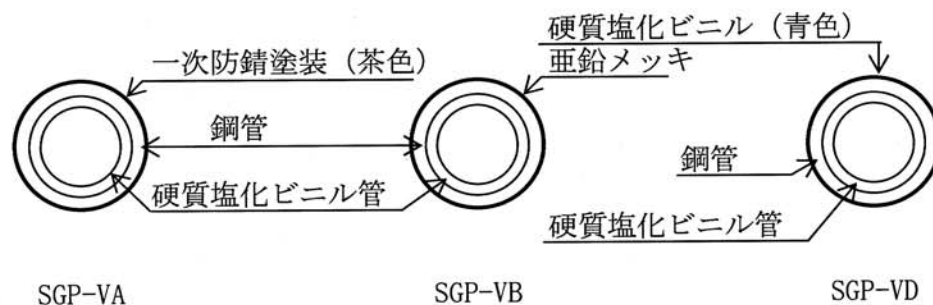
1 鋼管

(1) 硬質塩化ビニルライニング鋼管

硬質塩化ビニルライニング鋼管は、強度については鋼管が、耐食性等については硬質塩化ビニルライニングが分担して、それぞれの材料を有効に利用した複合管である。硬質塩化ビニルライニング鋼管には、屋内および埋設用に対応できる外面仕様の異なる管がある。

管の選定に当たっては、環境条件を十分考慮する必要があるが、一般的に屋内配管はSGP-VA、屋内配管および屋外露出配管にはSGP-VB、また、地中埋設配管および屋外露出配管にはSGP-VDが使用される。なお、SGP-VA、VBを地中埋設配管に使用する場合は、防食対策（防食テープ、ポリエチレンスリーブ等の被覆）を講じなければならない。

硬質塩化ビニルライニング鋼管



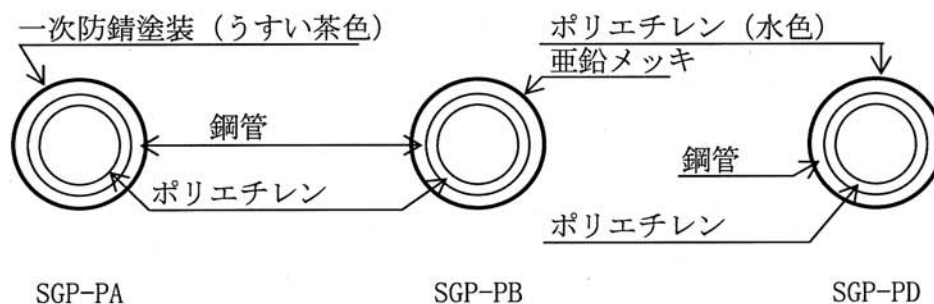
(2) 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は、鋼管の内面に耐熱性硬質塩化ビニル管をライニングした管である。これは、特に給湯、冷温水などの高温および低温の厳しい環境で使用でき、耐食性および耐熱性（85℃まで使用可）に優れたものである。ただし、瞬間湯沸器には、機器作動に異常があった場合、管の使用温度を超えることもあるため使用できない。

(3) ポリエチレン粉体ライニング鋼管

ポリエチレン粉体ライニング鋼管は、鋼管内面に適正な前処理を施した後ポリエチレン粉体を熱融着によりライニングしたものである。管の種類および管の選定については、前記(1)硬質塩化ビニルライニング鋼管に準じる。

ポリエチレン粉体ライニング鋼管



2 ステンレス鋼管

ステンレス鋼管は、耐食性、強度性に優れている。また、軽量化しているので取扱いが容易であるが、管の保管、加工に際しては、かき傷やすり傷を付けないよう注意する必要がある。

3 硬質塩化ビニル管

(1) 硬質塩化ビニル管

硬質塩化ビニル管は、引張強さが比較的大きく、耐食性、特に耐電食性が大であるが、直射日光による劣化や温度の変化による伸縮性がある。また、難燃性であるが、熱および衝撃に弱く、凍結の際に破損しやすい。

(2) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管の耐衝撃強度を高めるように改良されたものであるが、長期間、直射日光に当たると、耐衝撃強度が低下することがある。

(3) 耐熱性硬質塩化ビニル管

耐熱性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管を耐熱用に改良したものである。許容圧力0.196MPaの場合、71～90℃以下の給湯配管に使用できるが、金属管と比べ伸縮量が大きいため、使用に当たっては耐熱性硬質

塩化ビニル管継手等を使用するか、または配管方法で伸縮を吸収する必要がある。

4 ポリエチレン管

ポリエチレン管は、たわみ性に富み、軽量で耐寒性、耐衝撃強さが大であり、長尺物のため少ない継手で加工できる。しかし、他の管種に比べて柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意が必要である。

5 銅管

銅管は引張強さが比較的大きく、アルカリに侵されず、スケールの発生も少ない。銅管は耐食性に優れているため薄肉化しているため、軽量で取扱いが容易であるが、管の保管、運搬に際しては凹みなどをつけないよう注意する必要がある。

6 ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管は、鋳鉄組織中の黒鉛が球状のため強靱性に富み、衝撃に強く、強度が大で、耐久性があり、管が地盤の変動に追従できる。継手の種類が豊富で、施工性が良いが、重量が比較的重く、継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

7 架橋ポリエチレン管

架橋ポリエチレン管は耐熱性および耐食性に優れ、軽量で柔軟性に富んでおり、管内スケールの付着は少なく、流体抵抗が小さい。また、耐寒性に優れており、寒冷地での使用に適している。しかし、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮する等配管には注意が必要である。

(まんのう町では使用していない管種が含まれている)

2. 7. 2 給水用具の種類

給水用具の種類は、次のとおりである。

1 分水栓および不断水

- (1) サドル付分水栓 (2) 不断水 T 字管

2 止水栓

- (1) ボール式止水栓 (2) ソフトシール仕切弁 (3) 甲形止水栓 (4) 玉形弁

3 給水栓

- (1) 水栓類 (2) ボールタップ

4 ミキシングバルブ

5 減圧弁および定流量弁・定水位弁

6 逃し弁

7 空気弁および吸排気弁

8 ウォータークーラー

9 湯沸器

(1) 瞬間湯沸器 (2) 貯湯湯沸器 (3) 貯蔵湯沸器 (4) 上がり湯用瞬間湯沸
付ふろがま (5) 太陽熱利用貯湯湯沸器

10 浄水器

P. 5 4 表 3. 1. 1

事業体確認が必要な材料において、以下の材料は使用を認めない。

(1) 給水管

配水用ポリエチレンパイプ・ステンレス鋼管

(2) 仕切弁

H I 仕切弁・青銅式仕切弁

(3) 止水栓

ボール止水栓・甲型止水栓・流量調整型止水栓

P. 6 3 3. 2. 2

表 3. 2. 1

(1) サドル付分水栓による穿孔

給水管の半分の口径の穿孔を原則認めていない。50mmの分岐についてはサドル付分水栓の使用は認めていないため、不断水丁字管を使用すること。

P. 7 5 3. 5

(5) 放水装置

口径40mm, 50mmの場合→排水管口径25mm (ボール止水栓)

口径75mm～ →排水管口径50mm (仕切弁(粉体)ドレン用)

(6) 仕切弁の種類

口径40mm以上の仕切弁の設置位置は, 図3. 5. 1のとおりとする。

P. 7 7 3. 5

特に規定なし

P. 7 9 3. 6

特に規定なし

P. 8 0 3. 7. 2

メーター検針のしやすい場所に設置。

P. 82

メーター設置場所標準図（事業体確認）

口径50・75mmメーター設置の際は、メーターの2次側に定流量弁を設置することを願います。条例にて定めていない。

P. 123

中間検査

中間検査は実施していない。

P. 137

3階直圧


認めていない。

P. 139

直結増圧式給水

条例等に記載なし。


給水装置工事施工申請書

受付番号	第 号	異動入力 年月日	・ ・ ・	ⓐ	水栓番号	第 号	
受付平成 年 月 日	使用番号				管理者	係長	
まんのう町水道事業管理者 まんのう町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し 使用することを認めます。		名称	納入金額(円)	納入年月日	課長	係長	
		新設工事加入金	年 月 日		課 補		
		竣工検査手数料	年 月 日		課 内	受 付	
		新設資材費	年 月 日		課 内	受 付	
		添付書類					
		1. 地目が農地等の場合は、農業委員会等の証明					
		2. 本人所有地以外の場合は、同意書					
		3. 公有地の場合は、許可申請に必要な書類					
		4. 町外に住所を有する者は住民票、法人は登録簿の写し					
		特記事項					
		1. メーターBOX位置変更にかかる費用は申請者全額負担					
		2. 臨時栓廃止にかかる費用は申請者全額負担					
		3. 個人が布設した給水管から分岐する場合は同意を得る(裏面)					
使用者 (申請者と同じの場合同上と記入)		1 新 設		2 位置変更		3 臨 時	
住所 (フリガナ)		使用者 住所		申請者 氏名		TEL	
氏名		その他		TEL			
電話番号		私所有の給水装置の内、図面記載のメーターより一次側 の維持管理(漏水に限る)を市に委任いたします。 また、下記のメーターを保管いたします。		申請者		ⓐ	
指定給水装置工事業者		水道		メーター		指示数	
住所		口径		mm		取付日 年 月 日	
氏名または名称		番号		号		指示数	
電話番号		メーター		番号		m ³	
		位置図		住宅地図 P		-	
		N					

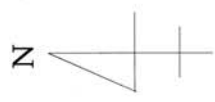
独自基準
(琴平町)

琴平町は、基本的に県内版の施工基準に順ずる。

給水装置工事施工申請書

受付番号	第	平成	年	月	日	変更	平成	年	月	日	水栓番号	第	平成	年	月	日	課長	工務主任	審査	受付																						
受付	平成	年	月	日	承認	平成	年	月	日	竣工	平成	年	月	日	竣工	平成	年	月	日	竣工	平成	年	月	日																		
琴平町水道事業 琴平町長 殿		<p>平成 年 月 日</p> <p>琴平町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。</p> <p>この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。</p> <p>なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し使用することを認めます。</p> <p>申請者</p> <p>住所 町 番地</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏名 ④</p> <p>電話番号</p>																																								
設置場所 建築物名称()		<p>住所 町 丁目 番 号</p> <p>番地</p>																																								
使用者	住所																																									
住所	(フリガナ)																																									
氏名	氏名																																									
電話番号	TEL																																									
指定工事事業者	指定番号	号																																								
住所	氏名または名称																																									
電話番号	④																																									
主任技術者氏名	第	号																																								
手数料等納入金額内訳		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>新設工事負担金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更工事手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工検査手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水開始手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																				区分	口径	金額	新設工事負担金			変更工事手数料			設計審査手数料			竣工検査手数料			給水開始手数料			合計		
区分	口径	金額																																								
新設工事負担金																																										
変更工事手数料																																										
設計審査手数料																																										
竣工検査手数料																																										
給水開始手数料																																										
合計																																										
工事種別	1・新設	2・位置変更	3・増設																																							
	4・改造	5・撤去	6・分岐新設																																							
	7・その他()																																									
工事書納付先	使用者	住所																																								
送付先	申請者	氏名																																								
	その他	TEL																																								
給水方式	1 直圧	2 3階直圧	3 直結増圧																																							
	4 受水槽	5 併用																																								
	受水槽容量	m ³	高置水槽	m ³																																						
種別	専用	連用																																								
用途別	家庭用	営業用	家庭用	戸																																						
	プール用	工業用	工業用	戸																																						
	湯屋用	特殊用																																								
水道メータ	口径	mm	取付日	年	月	日																																				
	番号	号	指示数																																							
位置図		住宅地図 P																																								
																																										
		氏名 ④																																								
<p>撤去工事について</p> <p>撤去工事を行った場合、水道利用が喪失し、再度、水道利用を行う場合には、新たに負担金が必要となることを了承しました。</p>																																										

凡例	配水管	既設給水管	撤去	黒	止水栓	水栓
	新設給水管	その他の管	受水槽以降	茶	メータ	バルブ
	黒	青	×××××	黒	×	▽
	赤	緑	受水槽以降	茶	(M)	▽
分岐承諾書	<p>平成 年 月 日</p> <p>表記の給水設置工事に伴い、私管理の給水管より分岐することを承諾します。 なお、この工事施工の結果、給水量、水圧に影響することがあっても異議申し立ていたしません。</p> <p>住所 町 丁目 番 号 番地</p> <p>氏名 (印)</p>					
水路横断承諾書	<p>平成 年 月 日</p> <p>表記の給水設置工事に伴い、水利組合が管理している水路 上・下に 口径 mm, 延長 m の 給水管を布設することを承諾します。</p> <p>水利組合名 代表者</p> <p>住所 町 丁目 番 号 番地</p> <p>氏名 (印)</p>					
農私有地掘削占用承諾書	<p>平成 年 月 日</p> <p>表記の給水設置工事に伴い、琴平町 番 地内 番地 (地先～ 地先まで)の農道・私道・私有地に口径 mm, 延長 mの給水管の埋設を承諾します。</p> <p>住所 町 丁目 番 号 番地</p> <p>氏名 (印)</p>					



独自基準
(多度津町)

P. 19

1. 2. 1 直結式

2 直結増圧式

多度津町においては、直結増圧式は採用していない。

P. 37

2. 4. 2 給水管から分岐できる給水戸数

被分岐管から分岐できる給水戸数の参考分岐戸数は、次のとおりとする。（表－2. 4. 2）

被分岐管から分岐できる給水戸数（表－2. 4. 2）

支管 主管	13	20	25	30	40	50	75	100	150
20	2	1							
25	4	2	1						
30	7	4	2	1					
40	11	6	4	2	1				
50	20	10	6	3	2	1			
75	55	27	15	7	5	3	1		
100	110	53	29	15	10	6	2	1	
150	300	147	80	40	28	15	6	3	1

2. 4. 3 給水管の最大布設距離

配水管から分岐した一戸当り（メーター口径13mm）の給水管最大布設距離は、配水管口径、管網等により事前に協議すること。

P. 38

2. 5 水道メーターの口径決定

メーターの口径は、1日計画予想使用水量より時間平均予想使用水量を算定する。なお、一般家庭以外については通常、時間平均予想使用水量の値に50%増しとして時間最大予想使用水量を算定し、(表2. 5. 1) から選定する。

* 建築設備設計基準、給水量の算定・時間最大予想給水量の算定参考

表2. 5. 1 メーター適正使用流量基準表 (追記事項)

口径	型式	メーター長(mm)	備考
13	接線流羽根車式単箱型	165	
20	接線流羽根複箱型	190	
25	接線流羽根複箱型	210	
40	接線流羽根複箱型	245	
50	たて型軸流羽根車式	560	
75	たて型軸流羽根車式	630	
100	たて型軸流羽根車式	750	
150	電磁式	1,000	

P. 51 表3. 1. 1

(1) 給水管

管種	使用口径 (mm)	規格番号	備考
ダクタイル鋳鉄管 DIP	75~300	JWWA G113 JISG 5526	K形・NS形・GX形(新設)内面粉体塗装

配水用ポリエチレンパイプ	50～150	JWWA K144	
ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管	40～50	JWWA K129	
硬質塩化ビニールライニング鋼管 SGP-VA, VD, VB	20A～50A	JWWA K116	口径 50 mm まで
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 SGP-PA, PD, PB	20A～50A	JWWA K132	口径 50 mm まで
耐衝撃性硬質塩化ビニール管 HIVP	16～50	JWWA K118	
ステンレス鋼管（波状管含む）	16～50	JWWA G115	口径 50 mm まで
ポリエチレン管（1種二層管）	13～50	JIS K6762	口径 50 mm まで

※ 但し、事業者が指示する材料以外の使用において、公道内の漏水があった場合は、個人負担の修理とする。

P. 52

（2）仕切弁

管 種	使用口径 (mm)	規 格 番 号	備 考
ソフトシール仕切弁	50～	I W W A B 120 J I S B 2062	
仕切弁（粉体）ドレン用	50～	J W W A B 122	
青銅式仕切弁 ドレン用	～40	管理者が指定するもの	
青銅式ソフトシール仕切弁 ドレン用	～40	管理者が指定するもの	

（3）止水栓

管 種	使用口径 (mm)	規 格 番 号	備 考
ボール式副栓付伸縮 止水栓	13～25	管理者が指定するもの	材料支給品
コマ式伸縮止水栓	40	管理者が指定するもの	材料支給品
甲型止水栓	13～40	管理者が指定するもの	材料支給品

(5) 配水用ポリエチレン管用サドル付分水栓

品名	型式	使用口径 (mm)	備考
鋳鉄サドル付分水栓	191999	Φ 50 × Φ 20 ・ 25	A型 PTC B20 規格品
鋳鉄サドル付分水栓	191999	Φ 75 × Φ 20 ・ 25 ・ 40	A型 PTC B20 規格品
鋳鉄サドル付分水栓	191999	Φ 100 × Φ 20 ・ 25 ・ 40	A型 PTC B20 規格品
鋳鉄サドル付分水栓	191999	Φ 150 × Φ 20 ・ 25 ・ 40	A型 PTC B20 規格品

P. 53

(6) 継手その他

種類	使用口径 (mm)	規格番号	備考
伸縮可とう継手・伸縮継手	20～50	管理者が指定するもの	チーズ、エルボ、(異径含む)
ワンタッチ継手・コア体型継手	13～50	管理者が指定するもの	
フレキシブル継手	13～50	管理者が指定するもの	
波状ステンレス鋼管	20～50	管理者が指定するもの	
ガイドナット	13～40	管理者が指定するもの	VP ユニオン用ソケット+ガイドナット
メタルパッキン	13～40	管理者が指定するもの	
単式逆止弁	16～40	管理者が指定するもの	金門×JIS(栗本・光明・タブチ・前澤)

P. 53. 54 表 3. 1. 2

使用場所	管種	使用口径 (mm)	備考
道路敷内 (公道・私道) および宅地内	DIP	75～300	新設は NS 形, GX 形にする。既設管接続については、K 形(耐震継手)を使用してもよい。
	SGP-VD, SGP-PD	20A～50A	
	SGP-VA, VB, PA, PB	20A～50A	防食対策すること
	HIVP	16～50	40・50はゴム輪形 HIVP 可

	PP	13～50	
	SSP	13～50	
河川・水路，暗渠の横断（上越し，土かぶり0.6m以下）	DIP	50～300	
	SGP-VD, SGP-PD	20A～50A	鞘管、防食対策。露出配管の場合は保温対策。
	SGP-VA, VB, PA, PB	20A～50A	
	SSP	20～50	鞘管、露出配管の場合は保温対策。
水路，暗渠の横断（伏せ越し）	DIP	50～300	離隔 30 cm
	SGP-VD, SGP-PD	20A～50A	〃
	SGP-VA, VB, PA, PB	20A～50A	〃
	HIVP	20～50	離隔 30 cm、鞘管
	SSP	20～50	〃
	PP	20～50	〃
宅地内 1 次側の露出部分	DIP	50～150	固定
	SGP-VD, SGP-PD	20～50	保温，固定，防食
	SGP-VA, VB, PA, PB	20～50	〃
	HIVP, PP, SSP	20・25	〃

P. 55

3. 2. 1 給水管の分岐

(1)及び(2)以降、P. 60までは、事前協議をすること。

P. 61 表 3. 2. 1 管種、口径による分岐

(1) サドル分水栓による穿孔

配・給水管の管種口径 (mm)	鋳鉄管	塩化ビニール管			配水用ポリエチレン管		ポリエチレン管	
		40	50	75～200	50	75～150	40	50
分岐口径 (mm)	20・25・40・50	20	20 25	20・25・40・50	20 25	20・25・40・50	20	20・25

鋳鉄管等で分岐口径と給水管口径が異なるため、事前に確認のこと。

(2) 不断水丁字管による穿孔（原則、被分岐管と同口径の分岐はしない）

配・給水管の管種口径(mm)		分岐口径(mm)	分岐使用材料
铸铁管	75～450	50～150	50mm HIビニール管・ポリエチレン管・ 配水用ポリエチレン管 75mm以上 DICP・配水用ポリエチレン管
塩化ビニール管	75～200	50～150	同上

(3) 丁字管を使用し、切取りによる分岐

配・給水管の管種口径(mm)		分岐口径(mm)	分岐使用材料
铸铁管	75～450	同一口径	ダクタイル铸铁管・配水用ポリエチレン管
塩化ビニール管	75～200	同一口径	50mm HIビニール管・ポリエチレン管・ 配水用ポリエチレン管 75mm以上 DICP・配水用ポリエチレン管

P. 62

(4) HIチーズ、铸铁チーズ

給水管の管種口径(mm)		分岐口径(mm)	分岐使用材料
塩化ビニール管	40	20～40	HIビニール管（宅地内第1仕切弁以降につ ポリエチレン管 いてはHIチーズを認める。）
ポリエチレン管	50	20～50	HIビニール管（宅地内第1仕切弁以降につ ポリエチレン管 いてはHIチーズを認める。）

(5) メカニカル型丁字管を使用し、切取りによる分岐

給水管の管種口径(mm)		分岐口径(mm)	分岐使用材料
塩化ビニール管	40～150	同一口径 径違い	HIビニール管・ポリエチレン管・ダクタイル铸铁管・ 配水用ポリエチレン管

P. 63

(6) 配水管からの給水管分岐方法

配水管種別	口径	分岐口径	分岐方法
铸铁管	75～450	20・25・30・40・ 50	サドル付分水栓による穿孔
		50～150	不断水丁字管による穿孔（同一口径は除く）
	75～150	75～150	ダクタイル二受丁字管を使用し、 切取りによる分岐

ビニール管	50	20・25	サドル付分水栓による穿孔
ビニール管	50	40	鋳鉄チーズ，メカニカル型丁字管による分岐（40mmのメーターを設置する場合は除く）
	75～200	20・25・40・50	サドル付分水栓による穿孔
	75～200	50～150	不断水丁字管による穿孔（同一口径は除く）
	75～200	同一口径	鋳鉄チーズ，メカニカル型丁字管による分岐

P. 64

(7) 給水管からの分岐方法

給水管種別	口径	分岐口径	分岐方法
ビニール管	20・25	20～同一口径	H I チーズ・鋳鉄チーズ
	40	20	サドル付分水栓・H I チーズ・鋳鉄チーズ
		25・40	鋳鉄チーズ・メカニカル型丁字管による分岐
	50	20・25	サドル付分水栓・H I チーズ・鋳鉄チーズ
		40・同一口径	H I チーズ・鋳鉄チーズ
ポリエチレン管	20・25	16～	鋳鉄チーズ（給水管口径と同口径のメーターを設置する場合は除く。）
	40	16～20	サドル付分水栓による穿孔・鋳鉄チーズ
		25	鋳鉄チーズ
		同一口径	メカニカル型丁字管による分岐（40mmのメーターを設置する場合は除く。）
	50	16～25	サドル付分水栓による穿孔・鋳鉄チーズ
		40	メカニカル型丁字管による分岐・鋳鉄チーズ
		同一口径	メカニカル型丁字管による分岐 鋳鉄チーズ（50mmのメーターを設置する場合は除く。）

P. 68

- ④ 上越しの一次側にバルブを設置しなければならない。

20mmから40mmまでは、甲型止水栓、50mmはソフトシール仕切弁を設置する

P. 69

- ④ 上越しの一次側にバルブを設置しなければならない。

20mmから40mmまでは、甲型止水栓、50mmはソフトシール仕切弁を設置する

P. 70

③ 上越しの一次側にバルブを設置しなければならない。

20mmから40mmまでは、甲型止水栓、50mmはソフトシール仕切弁を設置する。

ただし、ステンレス鋼管は、事前に協議が必要。

P. 73

(6)・(8) については、事前協議をすること。

P. 75

※箇所の水質検査は実施していない。また、輻轡配管は認めている。

P. 77

3. 6 給水管の工事基準

(6)については、事前に協議が必要。

P. 78

3. 7. 2 水道メーターの設置

(1) 宅地内仕切弁は、原則として道路上に設置しない。

(5)及び図3. 7. 1については、事前に確認が必要。

P. 80

定流量弁の設置は義務づけていない。

P. 81

3. 7. 4 メーターボックス

(1)・(4)及びP82・83・84については、事前確認をすること。

P. 117

4-1-1 しゅん工検査

しゅん工検査については、事前に確認が必要。

P. 121

4 - 1 - 2 中間検査

中間検査については、実施していない。

4 - 1 - 3 設計変更

設計変更については、事前協議が必要。

P. 137

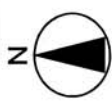
3階直圧給水導入取扱要綱等は規定していない。

場所によっては、3階直圧給水が可能なため、事前に確認が必要。

P. 138及び141

直結増圧式給水方式は採用していない。

給水装置工事施工申請書

地区コード				検針コード				本番		枝番	
受付		平成	年	月	日	工費納入		平成	年	月	日
承認		平成	年	月	日	竣工		平成	年	月	日
多度津町水道事業管理者 殿 平成 年 月 日 多度津町水道事業給水条例第9条の規定に基づき、給水工事を申し込みます。 この工事の一切の申請手続きを下記の指定工事業者に委任します。 なお、本申請内容については、この給水装置維持管理の目的に限り、開示し使用することを認めます。											
申請者		住所 (フリガナ) 氏名 電話番号 装置場所 建築物名称 () 住所 使用者 住所 (フリガナ) 氏名 電話番号 指定工事業者 指定番号 号 住所 氏名または名称 電話番号 主任技術者氏名 第 号									
工事種別		1 新設分岐工事		2 新設支管分岐工事		手数料等納入内訳		新設分岐工事費 円 新設支管分岐工事費 円 竣工検査手数料 円 消費税 円 合計金額 円 給水方式 1 直圧 2 3階直圧 3 直結増圧 4 受水槽 5 併用 受水槽容量 m ³ 高置水槽 m ³			
栓種		工事種別 用途 口径									
位置図											
											

独自基準

(直島町)

P.5 1.1

独自基準に関する主な関連法令

- (1) 直島町簡易水道事業給水条例（平成10年3月20日条例第5号）
- (2) 直島町簡易水道事業給水条例施行規程（平成15年7月14日規程第12号）
- (3) 直島町指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月24日規程第5号）
- (4) その他

P.6 1.2.1

給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 供用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で供用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用にしようするもの

P.16 2

- (11) 給水装置の設置は原則として、水田、畑等も認める。

P.38 2.5

表2.5.1

口径	型式
13	接線流羽根車式単乾式直読型
20	接線流羽根車式複乾式直読型
25	
30	
40	
50（ネジ）	たて型軸流羽根車式乾式直読型
50（フランジ）	
75	
100	
150	電磁式

P.69 3.3.1

表 3.3.1 給水管の埋設深度

種 別		埋設深度
県道	歩道	0.6
	車道	0.9
町道	歩道	0.6
	車道	0.9

